

# Transparency Report 2023/24

2023年9月

## 目次

1.	トップマネジメントからのメッセージ	2	7.2.	行動規範に従った客観性、 独立性および倫理性の保持	
2.	組織文化とOur Valuesの実践	2	7.2.1.	個人の金銭的利害関係	
2.1.	経営陣の方針や姿勢を初めとする正しい文化の育成		7.2.2.	雇用関係	
2.1.1.	経営陣の方針や姿勢		7.2.3.	法人単位の金銭的利害関係	
2.1.2.	品質管理システム		7.2.4.	ビジネス上の関係・サプライヤー	
2.1.3.	品質とリスクマネジメントに関する経営陣の責任		7.2.5.	独立性確認手続	
2.2.	品質、一貫性、信頼および成長に 焦点を当てた明確な戦略		7.2.6.	独立性の研修および確認	
2.2.1.	業務内容		7.2.7.	非監査業務	
2.2.2.	経営戦略		7.2.8.	報酬依存度	
2.2.3.	あずさ監査法人およびその子会社等		7.2.9.	利益相反の解消	
2.2.4.	KPMGジャパンを構成する各社における品質の確保		7.2.10.	独立性違反	
2.3.	経営陣に対するものを含む、責任、役割および 義務の明確化		7.2.11.	パートナー・ローテーション	
2.3.1.	法的構造		7.2.12.	インサイダー取引管理	
2.3.2.	企業名、所有形態、法的な関係		7.3.	贈収賄および汚職の排除	
2.3.3.	メンバーファームの責任と義務		8.	業務の品質の確保	18
2.4.	強固なガバナンス体制による監視		8.1.	適切な場合に行う専門的な見解の問合せ	
2.4.1.	ガバナンス体制		8.1.1.	専門的な見解を求める組織文化の醸成	
3.	専門的な技術と知識の活用	8	8.1.2.	KPMGグローバルネットワーク内の 専門的な見解の問合せ先	
3.1.	職業的専門家としての基準および 法令に則したメソドロジー		8.2.	専門家としての判断および懐疑心を踏まえた 監査証拠の批判的な検討	
3.1.1.	一貫性のある監査・保証業務のメソドロジーとツール		8.3.	指示、コーチング、監督および査閲	
3.2.	高度で専門的な技術と知識		8.3.1.	継続的なコーチング、監督および査閲	
3.2.1.	専門家のネットワークへのアクセス		8.3.2.	審査員	
3.2.2.	重要な外部事象の発生時における あずさ監査法人の監査品質に対する取組み		8.4.	結論に導くための適切なサポートおよび文書化	
3.3.	品質およびリスク管理マニュアル		8.4.1.	監査報告	
4.	デジタル技術の採用	9	8.4.2.	監査調書	
4.1.	監査基準に沿ったスマートな監査ワークフロー		9.	監査品質に影響を与えるリスクの評価	20
4.1.1.	監査ワークフローの進化		10.	効果的なコミュニケーション	23
4.2.	KPMG Clara		10.1.	インサイトの提供およびオープンかつ率直な 双方向のコミュニケーションの維持	
4.2.1.	守秘義務、情報セキュリティおよび データ・プライバシー		10.2.	監査事務所間の引継	
5.	多様なスキルを備えたチームの育成	11	10.3.	意識調査(GPS)の実施および実施後の対応	
5.1.	さまざまな視点・経験および適切な資格・ スキルを有する人材(専門家を含む)の採用		10.4.	市場参加者との対話	
5.1.1.	採用		11.	監視および改善	24
5.1.2.	インクルージョン、ダイバーシティ&エクィティに 向けた取組み		11.1.	監査品質について厳格な監視および測定	
5.1.3.	報酬および昇進		11.1.1.	継続的な改善	
5.2.	監査業務に関与するチームの選任		11.1.2.	監査法人内部における監視活動	
5.3.	データ処理に関連するスキル(データ・マイニング、 データ分析、データの可視化等)への投資		11.2.	ステークホルダーからのフィードバックの 入手、評価および対応	
5.4.	専門的な技術、専門家としての見識および リーダーシップ・スキルに焦点を当てた人材育成		11.2.1.	自主規制団体および規制当局	
5.4.1.	高度な専門性の追求と高品質なサービスの提供		11.2.2.	監査関与先からのフィードバック	
5.4.2.	継続的な人材育成戦略		11.2.3.	業務の品質に関する連絡等の監視	
5.4.3.	IFRS®会計基準および米国基準に基づく業務のため の資格および必須要件		11.3.	根本要因分析(RCA)の実施	
5.5.	品質の重視		12.	財務情報	27
5.5.1.	人材開発		13.	パートナー報酬について	28
6.	適切な関与先との関係	14	14.	KPMGネットワークとの関係	28
6.1.	関与先との契約の新規の締結および 更新に係る方針の遵守		14.1.	法的構造	
6.2.	適切な関与先との適切な契約の締結		14.2.	メンバーファームの責任と義務	
6.2.1.	関与先の評価		14.3.	職業賠償責任保険	
6.2.2.	契約の評価		14.4.	統治機構	
6.2.3.	契約の更新プロセス		14.5.	KPMGネットワークに加入する目的	
6.2.4.	契約解除プロセス		15.	品質管理の有効性と独立性に関する宣誓	29
6.3.	管理された監査関与先のポートフォリオ		添付資料		
7.	独立性と倫理性の保持	15	A.1.	KPMGの日本におけるメンバーファーム	30
7.1.	誠実な行動とOur Valuesの実践		A.2.	あずさ監査法人の経営陣(2023年7月1日現在)	31
			A.3.	監査法人のガバナンス・コードへの対応	31

# 1. トップマネジメントからのメッセージ

我々、あずさ監査法人は、KPMGのメンバーファームの一員として、“Inspire Confidence. Empower Change”（社会に信頼を、変革に力を）というPurpose（存在意義）をグローバルベースで共有しています。このPurposeに基づき、監査および会計に関するサービスを通じて情報の信頼性を確立するとともに、持続的成長に向けた企業や社会の変革を支援していきたいと考えています。

本報告書では、昨年度と同様、KPMGにおけるグローバルで一貫した品質管理の枠組みを基礎としつつ、あずさ監査法人の監査品質向上への取組みに焦点を当ててご説明しています。

また、本報告書では、2023年3月24日に改訂された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（通称、「監査法人のガバナンス・コード」という）に基づいた会計監査の品質の確保に向けた取組みについて新たな説明を追加しています。さらに、2023年9月30日を基準日とする期間より監査事務所に係る新たな品質管理の基準（ISQM1および国内の品質管理に関する基準）に準拠して品質管理システムを整備・運用するよう、品質管理システムを強化していることを踏まえ、本報告書では、品質管理システムに関する説明を更新しています。



あずさ監査法人  
理事長

山田 裕行  
2023年9月30日

## 2. 組織文化とOur Valuesの実践

重要なのは、我々がKPMGで何をするかだけではありません。我々は、その方法にも注意を払います。Our Valuesは我々の信念であり、我々の行動の指針となり、その行動を一体化するものです。Our Valuesは、我々が事業を展開している全ての国および地域のあらゆるレベルで共有され、KPMGの独自の文化の基盤となっています。

### 2.1. 経営陣の方針や姿勢を初めとする正しい文化の育成

#### 2.1.1. 経営陣の方針や姿勢

KPMGグローバルの経営陣は、各地域のメンバーファームの経営陣とともに、品質および職業的専門家としての最高水準への取組みを確立するうえで、重要な役割を担っています。誠実性、説明責任、品質、客観性、独立性および倫理を基調とした組織文化は、利害関係者が信頼する監査やその他のサービスを遂行するうえで極めて重要です。

あずさ監査法人では、構成員間で専門家への協議を奨励する風通しのよい組織文化を醸成しており、これは我々の強みであると考えています。また、社会的信頼を得るための取組みについて、構成員を含むさまざまな利害関係者に対して明確に伝えます。

Our Valuesは我々の運営方法の中核を成しており、我々がどのような場合にも、正しいやり方で、正しい運営を行うためにあります。また、Our Valuesによって誠実性をもって課題に対応できる強固な組織文化の基盤が形成されるため、我々は公益を保護するという主たる責任を見失うことはありません。Our Valuesは、我々が世界中で社会に信頼をもたらす変革に力を与えていくうえでの原動力を、業務や規範を通じて与えてくれます。

KPMGは、全ての業務において卓越した品質およびサービスにコミットし、職業的専門家として、また個人としての行動や振舞いを通じてクライアントに最高のサービスを提供し、社会の信頼を得ています。

Our Valuesは、我々の日々の行動指針であり、振る舞い方、意思決定の方法、そして同僚、クライアントおよび全てのステークホルダーとの関わり方を示しています。

**Integrity:** 誠実に行動する

**Excellence:** 自己研鑽を重ね、高品質なサービスを提供し続ける

**Courage:** 正しいことを追求し、新たな価値創造に果敢に挑む

**Together:** 互いに尊重し合い、多様性を強みに変える

**For Better:** 未来を見据え、社会の発展に寄与する

KPMGの全構成員が互いに、そして社会およびクライアントに対して負う責任は、[KPMGのグローバル行動規範\(行動規範\)](#)に記載されています。行動規範には、KPMG共通の価値観(Our Values)がどのように我々に高い志を与え、我々の全ての行動を導いているかが記載されています。また、行動規範には、個人および集団としての責任に加え、KPMGの一員となり活躍する意義が定義されています。

KPMGの全構成員は、行動規範に従って行動する責任を負い、行動規範を遵守していることを確認することが求められています。

また、行動規範についての年次研修を受講することが義務付けられています。あずさ監査法人の構成員は、倫理行動規範に則した行動に責任を負うことを約束しています。不快に感じるような、または、倫理行動規範やOur Valuesに沿わない態度や行動を目にした場合には、臆せず報告することが奨励されています。

## あずさ監査法人倫理行動規範

[あずさ監査法人の倫理行動規範](#)は、Our Valuesに基づいて構築されており、あずさ監査法人の全てのパートナーおよび職員に求める倫理的な行動について規定しています。倫理行動規範は、パートナーおよび職員それぞれが、適用される法的、職業的専門家としての基準および倫理規則に従う必要があることを規定しています。また、我々のコミットメントを示し、あずさ監査法人のパートナーおよび職員に求められる規定を含んでいます。これには、以下のような内容が含まれます。

- 適用される全ての法律、規則、職業的専門家としての基準およびあずさ監査法人の内部規程を遵守すること
- 適切なクライアントおよび第三者との業務の実施
- 品質の重視
- 客観性および独立性の保持
- あずさ監査法人内、あずさ監査法人と関係があるクライアント、サプライヤーや公務員による違法行為または非倫理的行為の排除
- 情報の保護
- 公正な競争
- 優秀な人材の育成
- 責任ある企業市民であること
- 社会的信頼の構築
- 倫理行動規範の遵守を確認すること

### 「コンプライアンスを考える日」

コンプライアンス意識のより一層の向上・浸透のために、毎年9月7日を「コンプライアンスを考える日」として定め、公認会計士または職業専門家として保持すべき倫理観およびコンプライアンス意識の重要性を、全職員で改めて認識する機会を設けています。

コンプライアンスを考える日には、社員および職員一人一人が過去のeラーニングに関する不適切受講や、公認会計士資格誤表記の事案等を思い起こし、改めてコンプライアンスとは何かについて考えることで、コンプライアンス意識のより一層の醸成に努めています。

KPMGの全構成員は、違法と思われる行動またはOur Valuesに沿わない行動やKPMGの方針、適用される法令および職業的専門家としての基準に違反するとと思われる行動を報告する義務があります。

相互に責任を負うというこの原則を守るために、KPMGの各メンバーファームは、適用される法令または規則に従ってKPMGの構成員および第三者が報復を恐れることなく、報告すべき事項について問合せ、懸念を提起し、意見を述べ、伝えることができるように、明確なチャネルを整備し、通知し、維持することが求められます。

さらに、KPMGでは、KPMGインターナショナルのホットラインを設けています。このホットラインは、KPMGの構成員、メンバーファームのクライアントおよびその他の第三者が利用することができ、KPMGインターナショナル、KPMGメンバーファームまたはその構成員による特定の行為に対する懸念を匿名で報告することができます。KPMGは、インターナショナルのホットラインで受け取った報告は真摯に受け止め、その一つひとつに回答するとともに、適切な措置を取っています。

全てのKPMGメンバーファームおよび構成員は、善意により報告を行った個人に対して報復措置を取ることは禁止されています。報復措置は倫理行動規範に対する重大な違反であり、報復措置を取った者には所属するメンバーファームの懲戒処分の方針が適用されます。

Global People Surveyは、KPMG ジャパン およびKPMGインターナショナルの経営陣に、Our Valuesの維持についての成果を提供しています。KPMG ジャパン およびKPMGインターナショナルは、結果をモニタリングするとともに、調査結果について適切に対応しています。

## 2.1.2. 品質管理システム

監査品質は資本市場における確固たる信用および社会的信頼を築くための基盤であり、今までもこれからも、KPMGの最大の優先事項です。

監査品質の枠組みの設定にあたって、経営陣の方針や姿勢、リーダーシップ、明確な価値観や行動が極めて重要です。各監査業務の品質は、基盤となる品質管理システムの上に成り立っています。

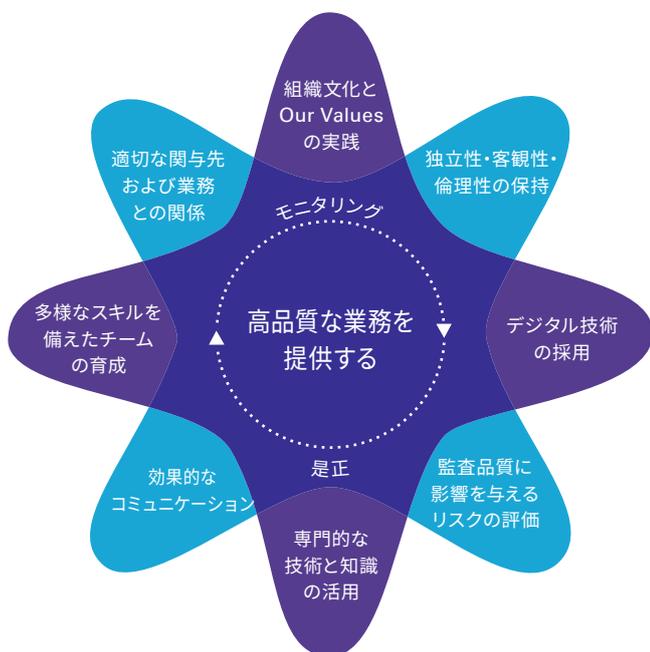
KPMGはグローバル組織全体で、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) により公表され、2022年12月15日に発効する国際品質マネジメント基準第1号 (ISQM1) への準拠が可能となるよう、品質管理システムをより強固で一貫性のあるものへと改善しています。これは、KPMGのメンバーファームにとって大きな変化をもたらす抜本的な変革であると考えています。

ISQM1の適用に向けてグローバル組織全体を通じて一貫したアプローチを採用することにより、基準に定められた品質目標の達成を脅かすリスクへのより強固な対応が推進されます。また、KPMGは、基準を構成する各要素につき、最低限充足すべき品質目標、品質リスクおよび対応を全てのKPMGのメンバーファームに向けて設定しています。

KPMGインターナショナルは、全メンバーファームでISQM1が一貫して適用されることを支援するため、各メンバーファームそれぞれに特有のさらなる品質目標、品質リスクおよび対応を識別する際に適用しなければならないリスク評価プロセスを設定しています。また、各メンバーファームによる品質管理システムのテストおよび評価に関する要求事項をガイダンス、ツールおよびテンプレートとともに設定し定めています。

新たな要求事項はグローバル組織に属する全てのKPMGのメンバーファームに適用されます。この一元的なアプローチの目的は、KPMGのメンバーファームのプロセスにおける対応をより強固で一貫したものとし、さらなる説明責任を果たすようにすることです。

ISQM1の適用に向けて準備を進める過程で、KPMGが高い品質を提供し、それについてKPMGの全構成員が責任を負う方法をより明確にするために、新たにグローバルのレベルで品質管理の枠組み(Global Quality Framework)を採用しました。「高品質な業務を提供する」という原則は、プロセスを継続的にモニタリングし、必要に応じて是正するというコミットメントとともに、品質管理システムの中核をなすものです。



Global Quality Frameworkは、IAASBが発行した現行の国際品質管理基準第1号 (ISQC1) および国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) が発行した職業会計士のための国際倫理規程 (国際独立性基準を含む) の要求事項も満たすものです。

あずさ監査法人の品質管理システムは、KPMGインターナショナルの方針および手続を適用して整備されています。また、あずさ監査法人は、公認会計士法、会社法、金融商品取引法等の関係法令、企業会計審議会が公表する監査基準、監査に関する品質管理基準、監査における不正リスク対応基準 (法令により適用が求められる場合に限る)、日本公認会計士協会 (JICPA) が公表する監査実務指針、JICPAが公表する会則、倫理規則、独立性に関する指針、その他の倫理に関する規定等に準拠して適切に実施されるように追加的な方針および手続を適用しています。

本報告書では、主にあずさ監査法人における監査品質に対するアプローチを要約しています。KPMGにおける品質管理システムは監査業務を含め、KPMGが提供する全ての業務に適用されるため、メンバーファームが提供する税務およびアドバイザリーサービスに関心を持つ利害関係者にとっても有用です。

### 2.1.3. 品質とリスクマネジメントに関する経営陣の責任

あずさ監査法人は、誠実性、品質、客観性、独立性および倫理について責任をもって取り組み、関与先、利害関係者、社会に対してその取り組みを伝達しています。あずさ監査法人の経営陣は、適切な方針や姿勢の設定に対して重要な役割を果たしており、職業的専門家としての最高基準を満たすために揺るぎない努力をし、主要な取り組みを支援しています。

あずさ監査法人の理事長をはじめとする経営陣は、自らの行動を通じて、誠実性、品質、客観性、独立性および倫理を重視する風土の醸成に取り組んでいます。

あずさ監査法人は、Global Steering Groupの活動に最も緊密に関連する職務を担うメンバーの特定の責任者の実績について、関連するGlobal Steering Groupの議長または議長の代理者に意見を求める必要があります。年次の業績プロセスの一環として求められるこの意見は、責任者の業績評価に基づくものであり、公益、監査品質およびリスク管理に関する活動内容を含みます。

(Global Steering Groupの詳細は、KPMGインターナショナルの『[Transparency Report 2022](#)』の「Governance and leadership」をご覧ください。)

あずさ監査法人における品質管理とリスク管理に係る経営陣は次のとおりです。

#### 理事長

監査に関する品質管理基準および品質管理基準委員会報告書第1号の規定に準拠し、あずさ監査法人の理事長、山田裕行は、あずさ監査法人の品質管理システム (不正リスクに対応するためのものを含む) に関する責任を負っています。あずさ監査法人内に品質文化を確実に浸透させるために、理事長および専務理事会が講じた措置についての詳細は、2.4.1 (ガバナンス体制) に記載されています。

#### 専務理事 (品質管理統轄)

あずさ監査法人における品質管理に関する体制の整備・運用上の責任は、専務理事 (品質管理統轄) に委譲されています。理事長および専務理事 (品質管理統轄) は、品質管理に関する方針および手続ならびに監査業務の品質を重視する行動およびメッセージについて、法人内の各会議やニューズレター等で伝達しています。

他方、個別業務の品質管理およびリスクマネジメントについては、業務執行社員が最終的な責任を負っています。

#### リスクマネジメントパートナー (RMP)

専務理事 (リスクマネジメント統轄) は、RMPとして、あずさ監査法人において、リスク管理および法令等の遵守に係る監督および指導に責任を負っています。

RMPは、必要に応じ、理事長、ASPAC地域のRMP、グローバル

の品質・リスクマネジメントの責任者、ならびに法律顧問または外部の法律専門家に助言を求めることとされています。RMPは、パートナーおよび専門要員から成るチームによってサポートされています。

### 倫理独立性パートナー (Ethics and Independence Partner (EIP))

倫理独立性パートナーは、主にあずさ監査法人において、倫理独立性に係る方針および手続の指揮・実施に対する責任を負っており、倫理独立性に関する問題をRMPに報告します。

### 監査およびアドバイザリー業務部門の責任者

監査およびアドバイザリー業務部門の責任者は、各エンティティにおける最高責任者に対し、それぞれが提供するサービスの品質に対する責任を負っています。また、各責任者は、各業務部門のリスク管理、品質保証およびモニタリング手続の実施についてRMPが設定した範囲内で責任を負っています。これらの手続には、あずさ監査法人の全ての専門要員が業務レベルでリスク管理および品質管理について責任を負っていることが明記されています。

あずさ監査法人において監査業務部門の責任者 (Head of Audit) は、監査の効果的な運営および統制について、以下を含む持続可能で高品質な監査実務を指揮することに責任を負っています。

- コミュニケーション、エンゲージメントサポートならびに、職業的専門家としての懐疑心、客観性、倫理および誠実性などの職業的専門家として最高の基準を満たすための取組みを通じて、監査品質を支える揺るぎない姿勢や文化を築くこと
- あずさ監査法人において設定した監査品質に関する要求事項を充足するための監査に係る戦略を策定・実施すること
- RMPと連携し、監査品質および監査実務に係るリスクに関連する事項を監視し、対応すること

### 専務理事会

あずさ監査法人では、専務理事会において、法人経営に関する重要事項を決定します。また、専務理事会で決定される重要事項には、外部および内部品質レビュープロセスで生じた監査品質に関する現在および将来の課題、監査チームから寄せられた質問、根本原因分析、さまざまな情報源から特定されたその他の監査品質に係る事項が含まれます。

特に複雑な課題(例 KPMGのグローバル監査メソッドロジーまたは監査ツールへの変更を必要とする可能性があるような課題)については、KPMGグローバルの監査グループに提起されるほか、解決策についてはKPMG Global Solutions Group (KGSG)およびInternational Standards Group (ISG)に提起されます。

KGSGおよびISGの詳細については、本報告書の8.1.2 (KPMGグローバルネットワーク内の専門的な見解の問合せ先)をご覧ください。

## 2.2. 品質、一貫性、信頼および成長に焦点を当てた明確な戦略

### 2.2.1. 業務内容

あずさ監査法人は、全国主要都市に約6,000名の人員を擁し、監査や保証業務をはじめ、アカウンティングアドバイザリー、金融関連アドバイザリー、IT関連アドバイザリー、企業成長支援アドバイザリーを提供しています。

また、金融、テクノロジー・メディア・通信、消費財・小売、ガバメント・パブリック、ヘルスケア、製造、自動車、ライフサイエンス、エネルギー、プライベートエンタープライズ、インフラストラクチャー等、業界特有のニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する体制を有するとともに、4大国際会計事務所の一つであるKPMGインターナショナルのメンバーファームとして、143の国と地域に広がるネットワークを通じ、グローバルな視点からクライアントを支援しています。

### 2.2.2. 経営戦略

あずさ監査法人は、監査および会計サービスを通じて情報の信頼性を確立するとともに、企業の持続的成長に向けた変革を支援していくことが、私たちの変わることのない使命だと考えています。

その使命を果たすため、私たちが目指す姿を社会、クライアント、関係する人々から「常に選ばれる存在であること (The Clear Choice)」と定め、それを実現するための戦略を策定しています。

あずさ監査法人の経営戦略は専務理事会において策定され、品質および信頼に対するコミットメントを反映したものとなっています。我々は、グローバルな戦略の実行の一部である優先事項への重点投資に注力しています。

### 2.2.3. あずさ監査法人およびその子会社等

公認会計士法では、監査法人が提供可能な業務の範囲が、会計監査および財務に関連する助言業務に限定されています。これを踏まえ、KPMGジャパンは業務内容が異なる複数の会社から構成されています。具体的には、あずさ監査法人は、以下6社を子会社として保有しています。

- KPMGコンサルティング株式会社
- 株式会社 KPMG FAS
- KPMGあずさサステナビリティ株式会社
- KPMGヘルスケアジャパン株式会社
- 株式会社 KPMG Ignition Tokyo
- 株式会社 KPMGアドバイザリーライトハウス

また、この他に、KPMGジャパンのメンバーファームとして以下のエンティティがあります。

- KPMG税理士法人
- KPMG社会保険労務士法人

あずさ監査法人および上記6つの子会社、ならびに上記2つのエンティティを加えた9つの日本におけるKPMGメンバーファームが一体となってKPMGジャパンとして活動しています。

日本におけるKPMGのメンバーファームの一覧および各メンバーファームの適用される規制、業務内容、業務領域等については、添付資料A.1をご覧ください。

## 2.2.4 KPMGジャパンを構成する各社における品質の確保

上記9つのメンバーファームはKPMGとしての基本理念を共有しており、互いに協力してKPMGジャパンとして質の高いサービスの提供に努めています。あずさ監査法人の6つの子会社については、あずさ監査法人の役職者が各社の取締役会および監査役会の過半を占めることであずさ監査法人を中心とするグループガバナンス体制を構築し、あずさ監査法人との利害の対立を回避しています。また、取締役会や監査役会への関与を通じて、子会社が顧客に対して提供する業務がKPMGジャパンが目指す高い品質を維持していることを確認しています。さらに、子会社が監査サポート業務を実施するにあたっては、子会社が十分なリソースを適時に配分することにより、提供される業務があずさ監査法人が目指す高いレベルの監査品質の水準を満たしていることを常に確認しています。

## 2.3. 経営陣に対するものを含む、責任、役割および義務の明確化

### 2.3.1. 法的構造

あずさ監査法人およびその他全てのKPMGのメンバーファームは、メンバーシップおよび関連文書を締結しています。このことによる主な影響は、グローバル組織における全てのメンバーファームが、英国の保証有限責任会社 (private English company limited by guarantee) であるKPMG International Limited (KPMG インターナショナル) のメンバーであること、もしくはKPMG インターナショナルとその他の法的な関係を持っていることです。KPMG インターナショナルは、KPMGメンバーファームの全体的な利益のために調整を行う事業体として機能しており、クライアントに対して専門的なサービスは提供していません。クライアントへの専門的なサービスは、それぞれのメンバーファームが提供しています。

KPMGのグローバル組織に関する改訂された法的およびガバナンスアレンジメントについての詳細は、KPMG インターナショナルの『[Transparency Report 2022](#)』の「Governance and leadership」に記載されています。

KPMG インターナショナルとメンバーファームは、グローバルなパートナーシップ、単一法人、多国籍企業、合併事業、または本人もしくは代理人の関係もしくはパートナーシップ関係にはありません。全てのメンバーファームは、KPMG インターナショナルまたは他のメンバーファームに対して、第三者との関係において債務を負わせたり、拘束したりする権限を有していません。また、KPMGイ

ンターナショナルも、全てのメンバーファームに第三者との関係において債務を負わせたり、拘束したりする権限を有していません。

あずさ監査法人は専門的なサービスを提供するメンバーファームにより構成されるグローバル組織の一員であり、公共部門や民間部門の幅広い組織に監査、税務およびアドバイザリーサービスを提供しています。KPMGの組織構造は、メンバーファームの国、地域を問わず、一貫したサービスの品質や報酬に見合った価値の提供を遵守するよう整備されています。

あずさ監査法人は、公認会計士法第1条の3第4項に定める有限責任監査法人です。

### 2.3.2. 企業名、所有形態、法的な関係

KPMGはKPMG インターナショナルの登録商標であり、通常はKPMGという名称がメンバーファームの名称に付けられています。メンバーファームがKPMGの名前と商標を使用する権利は、KPMG インターナショナルとの契約に含まれています。

メンバーファームは、通常各国において所有され経営されており、各メンバーファームは、それぞれのファームにおける義務と責任を負っています。

KPMG インターナショナルおよびその他のメンバーファームは、他のメンバーファームの義務または責任を負いません。

メンバーファームは複数の法人で構成されることがありますが、この場合、特段の合意がない限り、それぞれの法人における義務および責任についてのみ責任を負います。

### 2.3.3. メンバーファームの責任と義務

KPMG インターナショナルとのメンバーシップ契約により、各メンバーファームは、KPMG インターナショナルの方針、手続および規則を遵守する義務を負っています。それらの方針、手続および規則では、効果的にサービスを提供するための品質管理基準の適用やKPMGのグローバル戦略、人的リソースの共有、グローバル企業への業務提供、リスク管理およびKPMG共通のメソドロジーやツールの適用を可能とする組織体制の維持が要請されています。

また、各メンバーファームは、その運営と業務の品質に責任を負うほか、KPMG共通の価値観(Our Values)を共有しています(「経営陣の方針や姿勢を初めとする正しい文化の育成」参照)。

KPMG インターナショナルの活動は、各メンバーファームが負担するグローバル加盟料によって賄われています。グローバル加盟料は、グローバルボードで承認された計算基準に基づき、統一的に計算されます。なお、KPMG インターナショナルの方針や手続、規則を遵守しない場合やKPMG インターナショナルに対して負うその他の義務を遵守しない場合は、KPMGのメンバーファームとしての地位およびKPMGへの加盟が停止されることがあります。

## 2.4. 強固なガバナンス体制による監視

### 2.4.1. ガバナンス体制

あずさ監査法人は、高い水準のコーポレートガバナンスを適用しています。

あずさ監査法人では、経営／執行の体制として、最高決議機関である社員会、法人経営に関する意思決定機関である専務理事会を設置しています。

また、上級審査会を設置して、重要な監査上の論点について、最終的な判断を行っています。さらに、法人経営を監視するため、経営監視委員会および独立性を有する監視機関である公益監視委員会を設置しています。

なお、2023年7月より法人経営に対する監視監督態勢をさらに強化するため、法人の重要な経営意思決定に対して承認権限を有する「経営評議会」を新設しました。

経営／執行の役割を担う理事長、専務理事および執行理事、監視・評価の役割を担う経営監視委員、ならびに上級審査会会長は、パートナー全員による直接選挙または信任投票により選出されます。

経営／執行機関についての詳細は、以下のとおりです(2023年7月1日現在)。

#### 社員会

出資者であるパートナー全員で構成され、最高決議機関として、あずさ監査法人の重要事項(経営、組織および重要人事に関する事項等)を決議します。定時開催は年に4回とされています。

#### 経営評議会

2023年7月1日に、あずさ監査法人のガバナンスを強化するため、経営評議会が設置されています。経営評議会の委員の過半は、事務所の日々の運営に責任を負わないメンバー(非執行の委員)により構成されています。具体的には、経営評議会は、非執行のメンバー 3名(経営監視委員会委員長、2名の経営監視委員会副委員長)と執行のメンバー 2名(理事長および専務理事(リスクマネジメント統轄))により構成され、あずさ監査法人の重要な事項のうち所定の事項について承認する権限を有しています。

#### 専務理事会

理事長と専務理事で構成され、あずさ監査法人の経営に関する方針や重要事項の意思決定を行い、執行理事等に業務の執行を指示します。毎月2回以上開催されます。

#### 監査品質委員会

監査品質委員会は、あずさ監査法人内において設置されている会議体であり、監査品質に関する予算が適切に割り当てられているかについて議論するほか、根本原因の分析や評価について検討する役割等を担っています。同委員会は、理事長、専務理事ならびに品質管理本部およびリスクマネジメント本部の本部長および部長から構成されています。

### 4つのディフェンスライン

あずさ監査法人では、監査品質を確保するためのディフェンスラインである4つの階層それぞれが責任を果たすことで、マネジメントの考え方等の重要な情報の伝達および監査の現場からの必要な情報の吸い上げができる体制(4つのディフェンスライン)を整備しています。特に、パートナーに対しては、法人全体または各部門において、経営施策が必要となった環境や背景を適時かつ詳細に説明することで、必要な情報を組織全体に浸透させています。

#### 上級審査会

パートナー全員により、相当な専門知識および経験を有しているとされて信任投票により選出された上級審査会会長および上級審査会会長により選任された上級審査会副会長により構成されています。上級審査会は、監査業務に係る法人全体の審査の基本方針の策定、拠点審査会により慎重な判断が必要と結論付けられた監査上の論点や所定の受審要件に該当する重要な監査上の論点について、客観的な立場から、法人としての監査意見に関する最終的な判断を行います。

上級審査は案件が生じた都度実施され、法人の審査制度に係る意思決定、上級審査における審議事項の情報共有等を目的にした上級審査会会議が少なくとも月1回開催されます。

#### 経営監視委員会

パートナー全員により、信任投票により選出された経営／執行に携わらないパートナーである経営監視委員により構成されています。経営監視委員会は、経営を監視するとともに、マネジメントによる監査品質向上のための取組の実効性を評価します。経営監視委員会には、下記の3つの小委員会を設置し、マネジメントの選任と報酬決定等のプロセスも監視します。

また、経営／執行の各機関における会議に出席して意見を述べるとともに、定期的に公益監視委員会への報告と意見交換を行います。必要に応じ、社員会の開催を社員会議長に請求できる権限が付与されています。

- 役職候補者審査委員会  
専務理事、執行理事、会長、上級審査会会長、経営監視委員、公益監視委員の候補者の適格性について審査
- 監査委員会  
会計監査人および内部監査部と連携して、法人(子会社を含む)の業務監査および会計監査を実施
- 報酬諮問委員会  
理事長、専務理事、会長、上級審査会会長の報酬等について、パートナーの報酬等決定制度に則って適切に決定されていることを審査

#### 公益監視委員会

公益監視委員会は、法人の経営について経営監視委員会から報告を受けるとともに、理事長または専務理事から経営方針その他法人の経営に係る重要事項の報告を受け、討議を行うこ

とを通じて、公益性の観点から当法人の経営が健全に行われるように監視をしています。公益監視委員会は、独立性を有する4名の外部委員および3名の内部委員(経営監視委員会委員長および副委員長)により構成され、公益性の観点から、法人の経営が健全に行われるように監視します。外部委員は、過去および現在において法人の構成員でないこと等に加え、インサイダー取引に関する規制等を遵守しており、監視機関の外部委員としての独立性を保持しています。

委員会では、外部委員が議長となり会議を進行します。法人の重要な活動・事案について理事長・専務理事および経営監視委員から報告を受けるとともに、外部委員が自らテーマを設定し、理事長・専務理事との討議を実施します。また、役職候補者審査委員会、監査委員会および報酬諮問委員会を含めた経営監視委員会の監視評価のプロセスについても監視します。

このように幅広い見識に基づいた多様な見解を受領することは、ガバナンスの質を高め、説明責任を強化することにつながると考えられます。このため、資本市場の参加者としての視点、企業における組織的な運営の経験、法律専門家としての経験等を有する多様な人材を、外部委員として選任しています。

#### コンプライアンス委員会

あずさ監査法人の常設委員会として、法人内委員15名、外部

委員(弁護士)1名の、計16名からなるコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会運営要領に基づき、同委員会は、次の事項について審議・実施するとともに、その結果を適時に専務理事会へ答申・報告します。

- 国内外の関係法令・日本公認会計士協会の定める諸規則・法人諸規則・規範の遵守および職業倫向上のための諸施策の策定に関すること
- 国内外の関係法令・日本公認会計士協会の定める諸規則・法人諸規則・規範の遵守状況および違反事例の把握ならびに違反に対する注意・勧告等に関すること
- その他、法人におけるコンプライアンスに関すること

また、構成員のコンプライアンス意識を高め、「倫理行動規範」の遵守を徹底するために、下記の活動に積極的に取り組んでいます。

- 同規範の改定
- 倫理・コンプライアンス研修の実施
- メールマガジン発行による啓発活動
- あずさ監査法人構成員のパワハラやコンプライアンス違反事項に関する情報を収集するため、「コンプライアンス・ホットライン」を設置

## 3. 専門的な技術と知識の活用

我々は、高品質の監査を提供するうえでの基本的な役割を理解しつつ、引き続き専門的な技術と知識の強化に取り組んでいます。

### 3.1. 職業的専門家としての基準および法令に則したメソドロジー

#### 3.1.1. 一貫性のある監査・保証業務のメソドロジーとツール

##### メソドロジーによる一貫性の実現

監査業務の実施にあたり、KPMGメンバーファームはKPMGとして設計した監査メソドロジー、ツール、ガイダンスを遵守することが要求されます。

KPMGの監査・保証業務のメソドロジー、ツール、ガイダンスにより、主要な会計プロセスに対する監査計画の立案、監査の実施および文書化に関する一貫したアプローチが可能となります。

KPMGの監査のメソドロジー、ツール、ガイダンスには以下の特徴があります。

- 国際監査基準 (ISA)、米国公開会社会計監視委員会 (PCAOB) および米国公認会計士協会 (AICPA) 等の監査基準に準拠した、グローバルで一貫性のあるものとなっています。また、各メンバーファームが実施する監査において、各国の監査基準、規制要件や法的要件に準拠するよう補完されています。

- 監査基準により従うべきアプローチが定められていない領域において一貫性を持たせるための、KPMGによる監査メソドロジーの解釈を含んでいます。
- 重要な虚偽表示リスクおよび必要な監査上の対応を中心に、リスクの識別に重点が置かれています。
- KPMGの監査・保証業務の全専門職員が利用可能で、かつ、必要な状況では使用が義務付けられています。
- 各国の監査基準が国際監査基準等より厳格でない場合においても、KPMGの監査メソドロジーが適用されます。
- ESG報告が増加傾向にあることを受けて、国際保証業務基準 (ISAE) に準拠し、保証の成果物に対応しています。

KPMGの監査のメソドロジーは、KPMGの監査マニュアルであるKPMG Audit Manual (KAM) (監査ワークフローであるeAuditで使用) およびKPMG Audit Execution Guide (KAEG) (監査ワークフローであるKPMG Clara workflowで使用) として定められており、監査品質の向上に資すると考えられる国際監査基準等の適用に関するKPMGの解釈も含まれています。

KPMG保証業務マニュアルは、2023年6月にリリースされた保証業務のマニュアルであるKPMG Execution Guide for Assurance (KEGA) を含め、国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査またはレビュー以外の保証業務」に準拠し、保証業務の実施における一貫性のあるアプローチのための要求事項および

ガイドンスを規定しています。また、この監査・保証業務のメソドロジーは、手続の実施において、適切な職業的専門家としての懐疑心の保持を強調するとともに、独立性を含む関連する倫理上の要求事項の遵守を求めています。

職業的専門家として適用される監査・保証業務基準に準拠するため、また、監査・保証業務における新たな重要領域や内部、外部の品質管理レビュー等の結果に対応するために、定期的にメソドロジー、ガイドンス、ツールの強化を行っています。例えば、昨今のESG保証業務に対する注目を受け、保証業務のメソドロジー、ツールおよびガイドンスの更新を推進しています。

各メンバーファームは、各国の追加的な職業的専門家としての基準または法令等の要求事項に従うために、各国における要求事項や指針等をKAM、KAEGおよびKPMG保証業務マニュアルにグローバルに規定された要求事項に追加しています。

## 3.2. 高度で専門的な技術と知識

### 3.2.1. 専門家のネットワークへのアクセス

現代の監査において、専門家の専門知識は、ますます重要な要素となっています。あずさ監査法人の監査チームは、あずさ監査法人を含むKPMGメンバーファームの専門家のネットワークにアクセスすることができます。

これらの専門家は、監査における役割を適切に果たすための能力、手腕および客観性を保持するために必要な研修を受講しています。また、専門家は、グローバルレベルでの品質パフォーマンスに関する課題の年次アップデートを受けています。

監査契約の受嘱・更新段階や監査計画や監査実施の期間を通じて、専門家(例えば、情報、テクノロジー、税務、財務、年金、フォレンジック、バリュエーション等)の関与の必要性について検討を行っています。

# 4. デジタル技術の採用

KPMGは、絶え間ないイノベーションを通じて、社会の期待に応え、価値を創造することに取り組んでいます。先進的なテクノロジーから得られるデータおよび知見を活用することで専門要員および監査関与先の監査体験を変革するとともに、重要な問題に焦点を当てる能力をより高めることによって監査品質を高めています。また、あずさ監査法人は、不正の端緒を早期に識別するため、不正発見に関するスコアリングモデルを独自に開発しています。

### 3.2.2. 重要な外部事象の発生時におけるあずさ監査法人の監査品質に対する取り組み

組織が不確実性の高まりや市場の変動に対処するにあたり、継続企業、減損およびバリュエーションといった事項に慎重な判断が必要となると考えられます。KPMGのメンバーファームである監査事務所としての役割は、こうした判断を評価することです。あずさ監査法人では、財務諸表作成者およびその他の利害関係者が、重要な外部事象の会計や注記に及ぼす潜在的な影響を理解するうえで役立つ「KPMG Insight」をウェブ上で公開しています。

KPMGインターナショナルでは、各監査チームがこれらの外部事象の影響により生じる財務報告、監査、報告等の問題へ対処するための詳細なガイドンスを公表しています。このガイドンスには、継続企業、資産の減損、バリュエーションおよびその他関連する注記、重要性、リスク評価、グループ監査、後発事象、監査証拠、ならびに監査役等とのコミュニケーションに対する潜在的な影響への対処が含まれています。

KPMGのガイドンスは、会計、監査および報告に関する重要な問題が新たに浮上するたびに、継続的に更新されます。

KPMGはテクノロジーの進化に組織として対応しています。専門的な会計および監査に係るリソース、ガイドンス、監査のプラットフォームおよび監査ツール等は電子化されており、監査チームはオフィスでもリモートワーク環境でも効果的に業務を遂行することが可能となっています。

## 3.3. 品質およびリスク管理マニュアル

KPMGインターナショナルは、全てのメンバーファームに適用される品質およびリスク管理の方針を定め、Global Quality & Risk Management Manual (GQ&RM Manual)として制定し、全てのKPMGメンバーファームおよびKPMGの全構成員に適用しています。あずさ監査法人は、GQ&RM Manualを踏まえ、品質管理システムを構築・維持し、その整備および運用状況の有効性を検討することが求められています。

### 4.1. 監査基準に沿ったスマートな監査ワークフロー

あずさ監査法人の専門要員は、独立性に関する方針を含めKPMGインターナショナルやあずさ監査法人が定めた方針および手続を遵守することが求められており、あずさ監査法人では専門要員がこれらの方針や手続に準拠するためのさまざまなツールを用意しています。

監査に関して定めた方針および手続は、会計、監査、職業倫理および品質管理に関する基準および関連する法令等の規定に準拠しています。

### 4.1.1. 監査ワークフローの進化

KPMGは、高品質な監査を提供するためには、継続的にテクノロジーソリューションを開発・進化させ、今日のデジタル化に対応していく必要があることを認識しています。

そのため、KPMGは、監査チームがより一貫性のある監査を実施できるよう支援することを目的として、詳細なインサイトの提供、およびロボティック・プロセス・オートメーション、機械学習、認識技術といった等の新たなテクノロジーの発展に対応するシステムを構築すべく、監査のプラットフォーム、ワークフロー、およびメソドロジーを再構築しました。

KPMG Clara workflowsおよび変更された監査メソドロジーのリリースは、監査体験の革新、デジタル化および刷新に関するKPMGにおける重要なマイルストーンであり、監査の品質、一貫性および革新に対するKPMGのコミットメントを明確に示す重要な投資です。

## 4.2. KPMG Clara

KPMG Claraは、グローバルで一貫した監査の実施を推進する、直観的で洗練されたテクノロジープラットフォームです。多様な機能が完全に一体化され、かつ監査業務の規模および複雑性にに応じてスケーリング可能なクラウドベースのプラットフォームであり、データ主導によるワークフローにより高度な監査メソドロジーを可能にします。

このプラットフォームは、データサイエンス、監査の自動化およびデータの視覚化などを活用する高度な機能や新技術を統合するものです。

デジタル監査は、KPMGメンバーファームが高品質の監査を実施し、監査関与先とコラボレーションするために、ますます不可欠になっており、監査に役立つテクノロジーの開発、評価、テスト、活用および支援に関する適切なプロセスと統制を確立し維持するための方針とガイダンスが整備されています。

KPMG Claraは、ビジネス全体の傾向分析、リスク評価の実施、複雑な収益プロセスにおける取引の追跡、あるいは勘定科目の簡潔な集約といった機能により、監査人を支援します。

現在の機能には次のようなものがあります。

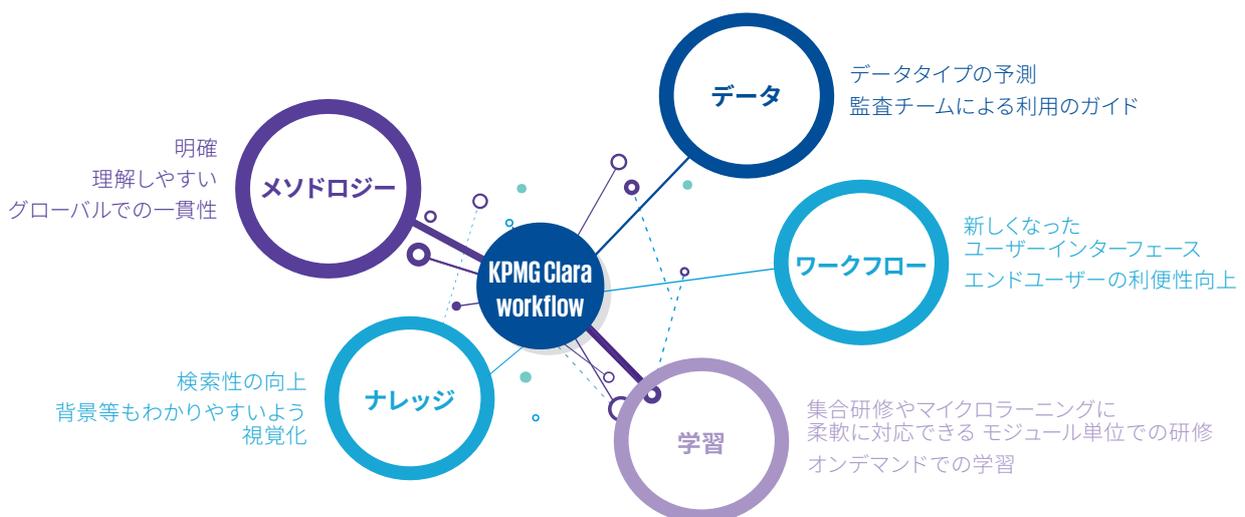
- 勘定残高および仕訳データの分析
- 勘定残高の期間比較および時系列推移の情報の自動作成
- 補助元帳、特定の事業プロセスに関する取引データおよび勘定科目の分析
- 業界特有のデジタル化された手続およびソリューションとの統合(該当する場合)

### 将来のビジョン

KPMG Claraは、KPMGが高品質の監査を提供するための基盤となるテクノロジープラットフォームとして開発されました。

KPMG Claraは、グローバルでの一貫性を確保しながら新しい機能を提供する基盤テクノロジーであり、高品質の監査を実現し、監査のプロフェッショナルに監査ワークフローおよび全面的なデジタル化を提供します。

KPMG Claraプラットフォームは、人工知能、ブロックチェーン、認識技術などのテクノロジーが監査の実施方法を変革することに伴い進化しています。



## KPMG Clara workflows

従来の監査ワークフローであるeAuditから、新しいワークフローであるKPMG Clara workflowsに移行されています。

ウェブベースのKPMG Clara workflowsは、適用される監査基準に整合した論理的な順序で一連の監査手順を明瞭に表示、可視化し、また、ガイダンスを提供することによって、監査チームの監査の実行を支援します。また、最先端のデジタル監査機能およびプロジェクト管理機能が搭載されています。監査ワークフローおよび改訂された監査メソッドロジーはスケーリング可能で、監査業務の規模および複雑性に応じて、準拠すべき要求事項を調整することができます。

KPMG Clara workflowsは、KPMGのプロフェッショナルとして実施する監査業務を大幅に強化し、監査品質とグローバルでの一貫性を向上させます。

さらに、KPMG Clara workflowsでは、各エンゲージメントの関連データ指標のデータ・マイニングおよびトラッキングの実施が可能であるため、メンバーファームは、各エンゲージメントの監査の実施状況を容易にモニタリングすることができます。

高度化するセキュリティ要件への対応、既存の監査アプリケーションのさらなる統合、および監査プロセスをデジタル化する新たな機能を開発するために、引き続き洗練された監査プラットフォームであるKPMG Claraの強化を行います。

## 5. 多様なスキルを備えたチームの育成

あずさ監査法人の構成員は、我々の監査の将来を形づくるうえで重要な役割を果たしています。我々は、監査品質と誠実性を監査実務の中核と位置付けています。また、我々の専門要員は、複雑な問題へ対処できる多様なスキルと能力を有しています。

### 5.1. さまざまな視点・経験および適切な資格・スキルを有する人材(専門家を含む)の採用

高品質な監査の推進要因(ドライバー)の1つとして、KPMGの専門要員が、担当する監査関与先に適し、高品質な監査を行うための能力、経験、動機および目的意識を持つことが挙げられます。これを実現するためには、専門要員の適切な採用、人材開発、報酬、昇進制度、人事管理のプロセスが必要となります。

#### 5.1.1. 採用

あずさ監査法人は、どのようにすれば現在、そして将来、組織全体にとって必要な人材を引き寄せることができるかを理解することに投資してきました。優秀な人材を引き寄せるには、専門要員の採用、育成、報酬、昇進および選任を適切に行う必要があります。これには、全てのパートナーおよび職員そして将来のパートナーおよび職員にとって特別な経験を構築することが含まれます。

### 4.2.1. 守秘義務、情報セキュリティおよびデータ・プライバシー

KPMGグローバルおよびあずさ監査法人の倫理規範などさまざまな方法を通じて、構成員に対し、関与先の機密を保持することの重要性が伝達されています。

あずさ監査法人は、情報セキュリティ、守秘義務、個人情報およびデータ・プライバシーに関する方針を有しています。あずさ監査法人は、適用される法令および職業的専門家としての基準に従い、監査調書その他の業務に関連する記録の保存期間について、調書保存に関する方針を定めています。

KPMGは、あずさ監査法人の構成員全員を対象に、守秘義務、情報保護、データ・プライバシー要件に関する研修を毎年実施しています。

サイバーセキュリティ対策として、社内外の通信をはじめ、PCやサーバの不審な振る舞いなどをKPMGインターナショナルのSecurity Operation Centerによる24時間リアルタイムでの監視が行われています。

あずさ監査法人は、定評のある大学やビジネススクール、高等学校の協力のもと、より多様な若年層から幅広い人材を採用する戦略に注力しています。また、業界経験者も数多く採用しています。

専門要員への志望者全員が、さまざまな選考プロセスを経て雇用されます。選考プロセスは、応募要件審査、書類審査、能力・スキルに関する複数名のインタビュー、心理・能力検査(ポジションによる)、および資格の確認等からなります。こうしたプロセスにより、志願者が業務を遂行するための適切なスキルおよび経験と各役職に最も適した資質を有することを、より公正で職務に関連した基準に基づいて証明することができます。

あずさ監査法人は、2023年6月期に約330名の新人を採用しました(2022年6月期:約350名)。

幹部職員の採用については、候補者とEIPまたは代理人の間で独立性に関する協議が行われます。あずさ監査法人は、候補者の前雇用者に関するいかなる機密情報も受け取ることはありません。

### 5.1.2. インクルージョン、ダイバーシティ&エキティに向けた取り組み

あずさ監査法人は、誰も排除されることのない多様で公正な法人を構築するために尽力しています。インクルージョン、ダイバーシティ&エキティ(包摂性・多様性・公正性)は我々の存在そのものの中核であり、我々が生きる世界を反映する多様な点を備えたすばらしいチームを構築する後押しとなります。また、よりよい意思決定に繋がり、創造性と革新を推進することに加え、我々が立ち上がり、Our Valuesを体現し、正しいことを追求するための勇気を与えてくれます。

我々 KPMGは世界中のクライアントとともにグローバルに業務を遂行していることから、非常に恵まれた位置付けにあると考えています。それゆえ、我々には、より公平かつ公正な社会に向けた取り組みを推し進め、さらなる成果を実現する機会と責任があります。

KPMGインターナショナルで統一化されたインクルージョン、ダイバーシティ&エキティ共同アクション・プランでは、あずさ監査法人および全てのKPMGメンバーファームにおいてインクルージョン、ダイバーシティ&エキティを前進させるために必要な施策が概説されています。

KPMGのインクルージョン、ダイバーシティ&エキティについての詳細は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。

### 5.1.3. 報酬および昇進

#### 報酬

あずさ監査法人では、パフォーマンス評価プロセスとリンクし明確でわかりやすく、公正な報酬制度および昇進に関する方針を定めています。これにより、あずさ監査法人のパートナーおよび職員は何を期待されているのかおよび何が得られるのかを認識することができます。同等の被考課者グループにおける相対的評価のうえ、報酬が決定されます。報酬の決定は、個人のパフォーマンスおよび法人の業績、両方の結果に基づいて行われます。

構成員の報酬に対する満足度は、あずさ監査法人の構成員に対する意識調査(Global People Survey (GPS))により測定され、その結果に応じて行動計画が策定されます。

#### 昇進

業績評価の結果を踏まえ、パートナーおよび職員の昇進と報酬が決定されるほか、継続して在籍するかどうかにも影響を与えます。

### 5.2. 監査業務に関与するチームの選任

あずさ監査法人では、業務執行社員および専門要員をそれぞれのスキル、業界に関する経験、および業務の性質を踏まえて業務にアサインする方針を定めています。あずさ監査法人の専務理事会および統轄事業部長は、パートナーのアサインについて責任を負っています。パートナーのアサインにあたっては、パートナーが

ある年度に関与する関与先のリストを基に、監査エンゲージメントの規模、複雑性やリスクの度合い、専門家の関与の度合いなどを考慮し、監査の実施のための経験、能力および資格があるかどうかといった点が考慮されます。

監査責任者は、担当する監査チームが、監査メソドロジー、職業的専門家としての基準および適用される法令等に準拠して、監査業務を実施しうるだけのスピードを含めた適切な能力および適性を有していることや、法人内部の必要な研修の受講状況を確認することが要求されています。これには、あずさ監査法人やKPMGメンバーファームの専門家または外部の専門家の関与を含みます。

監査チーム全体としての期待される能力および適性を判断する場合における監査責任者の検討事項は、以下のとおりです。

- 業務内容と複雑性が類似した監査業務への従事や適切な訓練を通じて得られた、監査業務への理解の程度とこれまでの実務経験
- 職業的専門家としての基準および適用される法令等についての理解
- 情報技術(IT)や特殊な領域の会計処理や監査の能力を含む、適切な専門能力
- 監査関与先が属する産業に関する知識
- 職業的専門家としての判断能力
- あずさ監査法人の定める品質管理に関する方針および手続についての理解
- 内部レビューの結果や外部検査の結果

### 5.3. データ処理に関連するスキル(データ・マイニング、データ分析、データの可視化等)への投資

KPMGは、世界的な機関と提携し、強力なリーダーシップを維持するとともに、将来必要とされるスキルや能力を育成するため、タレントパイプラインへの戦略的な投資を行っています。

我々は、ソフトウェア、クラウドおよび人工知能関連のプロフェッショナルや、洗練された監査プラットフォームに先端テクノロジーの機能を搭載するための人材の採用・育成を行っています。また、業務に携わるプロフェッショナルが職業的専門家としての基準を高い水準で満たすだけでなく、新たなテクノロジーのスキルを向上させることもできるよう、幅広いテクノロジーに関する研修を提供しています。このアプローチにより、適切なスキルを有する人材と適切なテクノロジーを集約し、優れた監査業務を実施しています。

## 5.4. 専門的な技術、専門家としての見識およびリーダーシップ・スキルに焦点を当てた人材育成

### 5.4.1. 高度な専門性の追求と高品質なサービスの提供

あずさ監査法人は、全ての専門要員に、職務遂行のために必要となる専門的研修およびサポートを提供しています。このサポートには、内部専門家および品質管理に関する各部署への相談を含んでいます。

あずさ監査法人内で適切な人材が確保できない場合には、他のKPMGメンバーファームに所属する熟練した専門要員のネットワークを利用しています。同時に、あずさ監査法人では、全ての専門要員が当該業務に適した知識および経験を有していることを求めています。

### 5.4.2. 継続的な人材育成戦略

#### 研修

年次研修の優先順位は、グローバル、該当する場合はKPMGのメンバーファームレベルおよびあずさ監査法人の監査分野のLearning and Development (L&D)グループによって決められています。

監査の専門要員に向けた必須研修の要件は、KPMG組織全体で年次で設定されています。研修は、さまざまな手法を用いています。

#### キャリアマネジメントおよびOJT

キャリアマネジメントおよびOJTについては、単一のアプローチに留まらず、面談や現場における教育を通じ、キャリアパスに応じた研修や学習機会を提供しています。

面談やOJTでの経験は、職業的専門家としての判断や専門性等、監査上必要な個人の能力を育成するうえで重要な役割を果たします。

あずさ監査法人は、KPMGの一員として、KPMGのコーチングによる人材育成文化をサポートし、全てのKPMGの専門家が最大限に能力を発揮し、チーム力の向上、他のチームメンバーの育成および経験の共有に責任を負うことを周知しています。

### 5.4.3. IFRS®会計基準および米国基準に基づく業務のための資格および必須要件

#### 資格要件

あずさ監査法人の全ての専門要員は、専門家としてのライセンスの定めに従ってほかに、業務を実施する国において必要とされている継続的な専門的研修要件を満たすことが義務付けられています。あずさ監査法人は、それらの資格要件への準拠を促進するための方針と手続を構築しています。

あずさ監査法人は、監査、会計、産業、財務報告フレームワークに関する適切な知識および経験を有している監査専門要員を監査業務に従事させるよう取り組んでいます。

#### 必須要件 – IFRS会計基準および米国基準に基づく業務

加えて、KPMGはIFRS会計基準が主たる財務報告フレームワークではない国においてIFRS会計基準による業務を提供するパートナー、マネジャー、および審査員に対して特定の要件を定めています。米国以外で実施される米国会計基準に基づく財務諸表等の米国監査基準に基づく監査報告(企業の財務報告に関する内部統制の有効性に関する報告を含む)にも、同様の方針が適用されます。このような方針には、少なくとも、これらの業務にアサインされた全てのパートナー、マネジャー、および選任された場合は審査員(米国会計基準または米国監査基準に基づき実施する業務については、これらの業務にアサインされた監査責任者、監査業務の担当マネジャー、インチャージおよび選任された場合は審査員)が関連する研修を完了し、監査チームが業務を行うために十分な経験を有していること、またはその要件を満たしていない場合にはそれに対応するための適切なセーフガードを講じることが含まれています。

## 5.5. 品質の重視

### 5.5.1. 人材開発

あずさ監査法人は、KPMGの“Everyone a Leader”という人材育成原則に則した人材育成理念を掲げ、真のプロフェッショナルの育成に取り組んでいます。

あずさ監査法人は、専門職員に対して、監査におけるキャリア・アップの基盤を形成するスキル、行動や態度および個人的資質を開発するための機会を提供しています。自己能力を高め、専門的スキル、リーダーシップ・スキルおよびビジネス・スキルを開発する多様なコースが提供されています。

また、職業的懐疑心の向上や職業的懐疑心を保持・発揮して監査を実施することの重要性を改めて徹底するとともに、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することを目的とした研修を、パートナーおよび職員に逐次実施しています。

加えて、あずさ監査法人は、オン・ザ・ジョブによるコーチングの活用、ストレッチ・アサインメント(能力が試される業務を担当すること)、グローバルベースでの異動の機会を介して、あずさ監査法人の構成員が高い成果を実現できるようにしています。

また、あずさ監査法人では、Our Valuesに紐づいた目標設定(監査品質に関する目標を含む)および実績評価(監査品質の評価を含む)を導入し、パートナーおよび職員が個人として、また組織として成功するために目指す行動を明確に、また一貫して示し、その行動を実践した構成員に報いることで、監査品質に対するたゆまぬ努力を継続的に促しています。

あずさ監査法人は、パートナーおよび職員の総括的な評価、昇進、報酬の評価にあたって、品質およびコンプライアンス指標を考慮しています。これらの評価は、パフォーマンス評価を行えるパフォーマンス・マネジャーおよびパートナーにより実施されます。

## 6. 適切な関与先との関係

関与先との契約の新規の締結および更新に関する厳格なグローバルの方針は、あずさ監査法人が高品質な職業的専門家としてのサービスを提供するために不可欠なものです。

### 6.1. 関与先との契約の新規の締結および更新に係る方針の遵守

関与先との契約の新規の締結および更新に係るKPMGの方針や手続は、関与先との契約の締結や更新の前に、潜在的なリスクを識別・評価できるように設計されています。

KPMGメンバーファームは、関与先との契約を新規に締結するかもしくは更新するか否かを判断し、重要なリスクが存在すると判断される場合には追加の承認を得ることが義務付けられています。

### 6.2. 適切な関与先との適切な契約の締結

#### 6.2.1. 関与先の評価

あずさ監査法人は、全ての新規受嘱予定の関与先の評価を行います。

この評価にあたり、主要な経営者、主要株主等、新規受嘱予定の関与先に関する十分な情報を入手し、これらの情報を適切に分析することで、十分な情報に基づく受嘱の意思決定を可能にします。この分析には、関与先のリスク要因の評価、関与先、主要な経営者および株主に関する背景情報の入手が含まれます。

必要に応じ、適用すべき法的要件および規制要件を満たすために必要となる追加情報を入手します。

#### 6.2.2. 契約の評価

新規受嘱予定の契約に関する潜在的リスクを特定するために、全ての契約の評価が行われます。この評価の一環として幅広い要因について検討を行います。具体的には、潜在的な独立性および利益相反の問題（「センチネル™」というKPMGの独立性および利益相反に関する確認システムを使用）や、成果物の本来の目的や使用、社会的通念、業務の倫理性およびOur Valuesとの整合性、監査業務を含む契約の種類に特有の諸要因を検討します。

監査業務においては、関与先の財務管理チームの能力、KPMG専門要員の経験やスキルを検討します。これらの評価は、あずさ監査法人のエンゲージメントチーム外のパートナーと協議のうえ実施され、必要に応じて、追加のレビューが実施されます。

監査業務を新規に受嘱する場合、監査チームは、その関与先に既に提供されている非監査業務やその他の関連するビジネス、金銭的および人的関係をレビューする等、独立性を評価するための追加手続を実施することが要求されています。

監査関与先が上場した場合や、追加的な独立性規則が適用される場合も同様に、独立性を評価するための追加手続を実施する必要があります。

新規受嘱予定の関与先および契約に対する総合的なリスク評価に応じて、識別したリスクを低減させるために追加的にセーフガードを適用することがあります。全ての潜在的な独立性または利益相反の問題は文書化され、受嘱前に解決される必要があります。

職業的専門家としての基準および適用される法令等ならびにあずさ監査法人の方針に照らして潜在的な独立性もしくは利益相反の問題が解決できない場合、またはその他重要な品質上の問題やリスクが存在し、そのリスクを適切に低減させることができない場合、あずさ監査法人は、新規の受嘱は行いません。

#### 6.2.3. 契約の更新プロセス

あずさ監査法人は、全ての監査関与先に対して少なくとも1年に1回の頻度でリスクの再評価を行っています。再評価にあたり、継続的な関与に関するリスクを特定し、その問題に対応するために必要な軽減措置を実施します。これには、審査員など専門要員の追加的選任や、専門家を監査に関与させることの検討が含まれます。

非監査業務の継続または長期にわたる契約についても定期的な再評価の対象としています。

また、監査関与先および契約リスク要因に変化の兆候がある場合、当該関与先および契約に関する再評価を行うほか、継続的な独立性評価プロセスの一環として、監査チームは以前に識別した独立性への脅威に変化があるか、または新たな脅威が存在するかを識別する必要があります。識別した脅威の評価の結果、そのような脅威が許容可能な水準を超えていると判断される場合は、脅威の除去または適切なセーフガードを適用のうえ、許容可能な水準まで低減する必要があります。

#### 6.2.4. 契約解除プロセス

関与先との関係を解消すべきとする暫定的な結論に達した場合、あずさ監査法人では、内部の協議を経て、必要な法的、職業専門的、および規制上の責務等への対応の必要性を検討します。また、必要に応じて、関与先の監査役等との協議や、その他の適切な規制当局への連絡を行う場合があります。

### 6.3. 管理された監査関与先のポートフォリオ

あずさ監査法人の経営陣は、各業務を適切に遂行するための能力、資質、時間および権限を有している業務執行社員を選任しています。

あずさ監査法人は、業務執行社員ごとの監査関与先のポートフォリオを業務執行社員と個別に議論して検証しています。この検証では、各監査関与先に対し、高品質な監査を提供するための業務執行社員や監査チームの能力、資質、資格や、該当する業界、監査関与先のポートフォリオ全体の性質およびリスクを検討しています。

## 7. 独立性と倫理性の保持

監査人の独立性は、職業的専門家としての国際的な基準および規制要件にとっての基礎となるものです。

### 7.1. 誠実な行動とOur Valuesの実践

KPMGインターナショナルの独立性に関する詳細な方針および手続は、IESBAの倫理規程に沿う形で、GQRMMとして制定されており、全てのKPMGメンバーファームに適用されています。監査の新規受嘱を予定している場合は、必ず自動化されたツールで潜在的な独立性や利益相反の問題を識別し、これらの規程に準拠する必要があります。

あずさ監査法人では、公認会計士法およびJICPAの倫理に関する規定等を反映した内部規程を設けています。これらの方針およびプロセスは、法人の独立性(例えば、財務および購買関係)、個人レベルでの独立性、法人の経済的利害関係、雇用関係、パートナー・ローテーション、監査関与先への非監査業務の提供の承認等の領域を対象としています。

KPMGのグローバル組織であるGlobal Independence Groupの責任者は、厳格かつ一貫した独立性の方針および手続がKPMGメンバーファームにおいて確実に実施され、またこれらの必要要件をKPMGメンバーファームおよびその構成員が遵守するために役立つツールを確実に利用できるように、独立性の専門家を中心とした部門を組成しています。

あずさ監査法人では、倫理および独立性に関する方針および手続が適用されることを確保するために、EIPを指名しています。EIPは、KPMGインターナショナルの方針および手続を報告・導入するほか、各国の独立性に関する方針および手続がKPMGインターナショナルの規制要件よりも厳しい場合は、そうした方針および手続が整備され、効果的に実施されているか確認する責任を負います。EIPは以下の全ての責務を負います。

- 法人内の倫理独立性品質管理プロセスおよび体制の実施およびモニタリング
- 法人内の倫理独立性に責任を有するパートナーの承認および選任
- 監査関与先またはその可能性のある企業との関係における特定の独立性に対する阻害要因の評価手続の監督
- 研修資料の開発および配布への関与
- 規制違反があった場合の対応措置の実施
- 倫理独立性違反に対する処分の監督

KPMGインターナショナルの定める倫理および独立性に関する方針に変更があった場合には、その内容を、品質管理およびリスクに関する通達やお知らせ等によりKPMGの全メンバーファームに伝達しています。KPMGメンバーファームは、当該変更に対応する必要がありますが、この対応状況は 11.1.2に記載の

とおり、内部レビューにおいて確認されます。

あずさ監査法人のパートナーおよび職員は、法人の定めるGQRMMへの遵守状況についてEIPに相談することとされています。また、EIPは、当該事実および状況によっては、Global Independence Groupへ相談することが求められます。

### 7.2. 行動規範に従った客観性、独立性および倫理性の保持

#### 7.2.1. 個人の金銭的利害関係

KPMGインターナショナルの方針は、KPMGメンバーファームおよびKPMGの専門要員が、KPMGメンバーファームの監査ならびに保証業務の関与先(「監査関与先」には関係会社を含む)およびその経営者層、必要とされる場合は主要株主と金銭的利害関係を持つことを禁止しています。全てのKPMGのパートナーについては、所属ファームまたは職務に関わらず、全てのKPMGメンバーファームの監査関与先への投資が原則禁止されます。

KPMGメンバーファームは、専門要員が投資に関する独立性の方針を遵守していることを確保するために、ウェブを基盤とする独立性に関するコンプライアンスシステム(KPMG Independence Compliance System(KICS))を利用しています。このシステムには、一般に取得可能な投資が登録されており、ユーザーによる投資の取得および処分についての追跡機能を提供しています。

また、規制対象投資ならびにその他の違反行為(投資の取得に関する報告遅延等)の識別および報告を通じてモニタリングを促進します。

パートナー、マネジャー以上の職員および各クライアントの監査チームメンバーは、投資を行う前に、このシステムを用いて当該投資の実行が可能かどうかを確認すること、および自らと家族が保有する、一般的に取得可能なファンド(公募ファンド等)や、取引所に登録されている有価証券(株式、債券等)をこのシステムに記録することが義務付けられています。投資の実行後にいずれかの投資が制限された場合には、システムから自動的に通知されるようになっており、通知後5営業日以内に投資の処分が求められます。KPMGメンバーファームは、個人の独立性に関する定期的な調査を実施することによって、独立性に関する遵守状況を監視しています。

Global Independence Groupは、KPMGのメンバーファームによる上記調査に関するガイダンスおよび要求される手続(年次調査を実施する専門要員の最低人数等を含む)を提供しています。KPMGは、個人の独立性の定期的な調査を実施することによって、独立性に関する遵守状況を監視しています。Global Independence Groupは、KPMGメンバーファームによる上記調査に関するガイダンスおよび要求される手続(年次調査を実施する専門要員の最低人数等を含む)を提供しています。

## 7.2.2. 雇用関係

あずさ監査法人のパートナーおよび職員は、所属する事業部に問わず、関与先と雇用に関する交渉を始める意向がある場合には、あずさ監査法人のEIP、監査責任者、人事部門等にその旨を通知することが求められています。あずさ監査法人のパートナーであった者または監査もしくは保証業務のチームメンバーであった者が監査または保証業務の関与先およびその関連企業等の役員等に就く場合、あずさ監査法人にとって重要な支払金を含め、あずさ監査法人の全ての重要な関係および専門業務への関与等を全て終了させる必要があります。

監査業務の主要な担当社員等やあずさ監査法人のChain of Command(監査業務の結果に対して直接的な影響を及ぼすKPMGメンバーファーム内の全ての者を指す)に該当する者は、一定の期間が経過するまで、社会的影響度の高い事業体に該当する全ての監査関与先およびその関連企業等の役員等に就くことはできません。

あずさ監査法人は、監査および保証業務の関与先とあずさ監査法人の専門職員との雇用・提携関係に関する独立性規則を法人内に周知するとともに、その遵守状況を監視しています。

## 7.2.3. 法人単位の金銭的利益関係

KPMGメンバーファームが、監査関与先、その経営陣および必要とされる場合は主要株主と、禁止されている利害関係および彼らとの禁止されている関係を有することは許容されません。

他のKPMGメンバーファームと同様に、あずさ監査法人は、法人の上場企業、ファンド(または類似の投資ビークル)、非上場企業、未公開株ファンドへの、直接および重要な間接投資ならびに関連する年金基金・従業員給付制度への投資に関する情報をKICSに登録しています。

また、あずさ監査法人の資産の保管口座、信託口座、証券口座および全ての借入・資金調達先もKICSに登録する必要があります。

あずさ監査法人では、KPMG品質およびコンプライアンス評価プログラムの一環として、独立性規則の遵守状況の確認を年に1度実施しています。

## 7.2.4. ビジネス上の関係・サプライヤー

あずさ監査法人は、監査および保証業務の関与先とのビジネス上の関係がIESBAの倫理規程およびSECの独立性規則等を遵守していることを確かめるための方針および手順を定めています。

## 7.2.5. 独立性確認手続

あずさ監査法人は、新たに監査業務を提供する際、標準的な新規受嘱時の評価(独立性の評価を含む)に加え、社会的影響度の高い事業体の監査関与先について、独立性の阻害要因の有無およびその評価を行うことを定めています。この手続は、独立性確認手続とも呼ばれ、監査関与先に対する監査業務を新たに受嘱する前に完了しなければなりません。

「KPMG Independence Checkpoint」ツールは、独立性確認手続の手順を自動化および標準化するツールです。

## 7.2.6. 独立性の研修および確認

あずさ監査法人の全てのパートナー、マネジャー、専門職員およびその他の特定の個人は、入社時に職位や部門に応じた独立性研修の受講を義務付けられており、その後も年次での受講が義務付けられています。

新規に入社するパートナーおよび専門職員は、あずさ監査法人に入社後30日以内もしくは監査関与先に業務を行う前またはChain of Commandの一員になる前の、いずれか早い段階での受講が義務付けられています。

あずさ監査法人では年次で、グローバル行動規範またはあずさ監査法人倫理行動規範および贈収賄、ならびに法令、規則、職業的専門家としての基準への遵守に関する研修の受講を義務付けています。新規入社者は、あずさ監査法人への入社後3ヵ月以内の受講が義務付けられています。

あずさ監査法人の全てのパートナーおよび職員は、あずさ監査法人への入社時点およびそれ以降は年次で、倫理および独立性に関する方針を遵守していることの宣誓が義務付けられています。

## 7.2.7. 非監査業務

あずさ監査法人は、高品質な監査を提供するために必要なリソースを確保することができる範囲において、非監査業務を提供しています。また、監査関与先へ非監査業務を提供する際は、監査業務の独立性を堅持できる範囲に限定しています。

また、全てのKPMGメンバーファームは、監査関与先に提供可能な業務の範囲について、少なくとも、IESBA倫理規程やその他関係する法令等を遵守する必要があります。

潜在的な利益相反を検出することに加え、センチネル(利益相反および独立性に関する確認システム)は、独立性に関する要求事項への遵守を促進しています。

受嘱手続の一環として、KPMGメンバーファームの全ての業務において、センチネルに詳細な業務内容や成果物、見積報酬額等の情報を入力することが要求されています。監査関与先に業務を提供する場合は、潜在的な独立性に対する阻害要因やセーフガードの評価をセンチネルに含めて提出することが求められています。

監査責任者(Lead Audit Engagement Partner, LAEP)は、社会的影響度の高い事業体等の監査関与先(その関係会社を含む)の情報をセンチネルに登録・維持することが義務付けられており、非監査業務の提供から生じる独立性に対する阻害要因の識別および評価、ならびにそれらの阻害要因を軽減するためのセーフガードの適用についての責任を負っています。

センチネルにグループに関する情報が登録されている企業に関しては、LAEPはセンチネルを利用することで世界中に所在す

るそれらの企業に対して提案された業務をレビューし、変更依頼、承認または否認することが可能です。承認された提案業務については、センチネルによって承認の有効期限が指定されます。

指定された有効期限が失効する前にその業務を完了するか、業務を継続する許可を得るために再評価を行わなければなりません。それらを行わない場合、その業務を終了する必要があります。

あずさ監査法人は、新たな、または、大幅に改良されたサービスを提供する場合のプロセスを構築し、維持することが義務付けられています。

EIPはこのプロセスに関与し、これらの新規または変更された業務に関する潜在的な独立性の問題の監視を行っています。

KPMGグローバルの独立性方針では、KPMGメンバーファームの監査パートナーが監査関与先に対する非監査業務の提供が評価または報酬に反映されることは禁じられています。

### 7.2.8. 報酬依存度

KPMGインターナショナルの方針は、監査意見を表明するKPMGメンバーファームの総収入のうち、特定の監査関与先からの報酬の占める割合が高い場合、独立性に対する自己利益という阻害要因または不当なプレッシャーという阻害要因を生じさせることがあることを明確にしています。監査関与先からの報酬の合計金額が2年間連続でそのメンバーファームの総収入の10%を超えると予想される場合は、当該ファームが所属する地域のリスクマネジメントパートナーに相談する必要があります。また、社会的影響度の高い事業体である監査関与先およびその関連事業体からの報酬の合計金額が2年間連続でそのメンバーファームの総収入の10%を超える場合には、その旨をその監査関与先のガバナンスに責任を有する者(主に監査役等)に開示することとされており、さらに、別のKPMGメンバーファームのパートナーを審査員として任命することを要求しています。

あずさ監査法人では、監査関与先から受け取った報酬の合計金額が直近の2年間あずさ監査法人の総収入の10%を超えているような監査関与先はありません。

### 7.2.9. 利益相反の解消

利益相反は、あずさ監査法人のパートナーおよび職員が関与先と個人的な関係を有しており、その結果、監査人の客観的な判断を棄損するおそれがあるとされる状況や、その個人的な関係から他の当事者が行う取引に係る機密情報を有しているような状況において生じる可能性があります。このような状況が発生した場合には、法人のRMPやEIPに相談する必要があります。

全てのKPMGメンバーファームおよび構成員は、メンバーファームとそのパートナーや職員の客観的な判断を棄損するおそれがあるような利益相反となる取引を特定し管理する責任があります。全てのKPMGメンバーファームはあずさ監査法人内およびメンバーファーム間の潜在的利益相反を識別かつ管理するためにセンチネル™を使用することが義務付けられています。

あずさ監査法人には、識別した潜在的利益相反を審査し、影響を受けるメンバーファームと協力して解決する責任を担っているリスク管理者がおり、結果については文書化しておく必要があります。

利益相反に関する対応について当事者間の合意が取れない場合には、そのためのエスカレーション手続等が存在します。潜在的利益相反の問題が解決できない場合には、当該契約を辞退または解除することになります。

KPMGインターナショナルの方針は、KPMGの構成員が贈答・接待等の勧誘を監査関与先に申し出ることまたは監査関与先から受け入れることを禁止しています(ただし、贈答品・接待の価値が多額でなく、関連する法令または規則で禁止されておらず、受領者の行動に不適切な影響を与えることを意図して提供された疑いがなく、または個人もしくはメンバーファームの誠実性、独立性、客観性または判断に疑念を生じさせない場合はその限りではありません)。

### 7.2.10. 独立性違反

あずさ監査法人の全ての構成員は、独立性規則に対する違反事項を認識した場合、速やかにEIPに報告する必要があります。財産調査や年次調査の結果、独立性規則に対する違反事項が検出された場合には、あずさ監査法人の独立性処分審査会の処罰の対象となります。IESBAの倫理規程またはその他の独立性に関する法令諸規則への違反は、軽微な違反の報告時期についてガバナンスに責任を有する者と合意している場合を除き、可能な限り速やかにガバナンスに責任を有する者に報告しなければなりません。

あずさ監査法人では独立性規則に対する違反について方針を制定、周知するとともに、違反の程度に応じた処分のルールを設けています。あずさ監査法人の独立性処分審査会は、倫理的問題および規定違反に関する方針および手続を監督します。

独立性違反の問題が発生した場合は、報酬および昇進の判断に加味され、監査責任者については、各人の監査品質およびリスクに関する評価指標に反映されます。

### 7.2.11. パートナー・ローテーション

#### パートナー・ローテーション

KPMGインターナショナルのパートナー・ローテーションに関する方針は、IESBAの倫理規程に整合するものであり、全てのメンバーファームにおいて、より厳格な各国のルールがあればそれに従うように定めています。

あずさ監査法人のローテーションに関する方針は、公認会計士法およびJICPAの倫理規則等に整合しており、より厳格な現地のルールがあれば同様にそれに従うように定められています。

あずさ監査法人のパートナーは、上述のあずさ監査法人のローテーションの方針において定められる、監査業務に関与するパートナーとしての定期的なローテーションの対象となっています。この規制は、特定の役割を担うパートナーが、監査関与先

に監査業務を提供できる年数に制約を設けています。パートナーは、監査業務への関与を終了した後のクーリングオフ期間において、監査業務に関与すること、監査業務の品質管理を行うこと、専門的もしくは業界特有の問題について監査チームもしくは関与先から専門的な見解の問合せを受けること、監査の結果に影響を及ぼすこと、関与先での専門業務の指揮または調整を行うこと、法人と監査関与先との関係を監督すること、または監査関与先の経営者・監査役等と重要なまたは頻繁な交流を図ることが禁じられています。

上記に加え、日本公認会計士協会から公表された会長通牒2020年第1号『「担当者(チームメンバー)の長期的関与とローテーション」に関する取扱い』を踏まえ、あずさ監査法人では社会的影響度が特に高い会社の監査における、長期の連続関与に係る追加のルールを制定しています。

また、監査補助者についても、連続関与期間を踏まえ、独立性に対する脅威が許容可能な水準まで軽減できるかの評価を行うこととしています。

あずさ監査法人では、監査業務の責任者(監査責任者、審査員、およびローテーションが要求される、監査業務のその他の主要な担当社員等)のローテーション状況を監視しており、監査関与先に対して一貫した品質のサービスを提供するために必要な能力および手腕を有するパートナーの交代計画を立案しています。

### 7.2.12. インサイダー取引管理

あずさ監査法人では、インサイダー取引を未然に防止し、証券市場における信頼を確保することを目的とした内規によって、

あずさ監査法人の監査関与先の株式等の原則保有禁止、日本国内の上場会社が発行する株式等を保有する場合の株式保有監視ツールへの登録等、内部ルールや手続等を定めています。

また、あずさ監査法人の全てのパートナーおよび職員は、インサイダー取引規制に関する研修の受講により、あずさ監査法人の規制を理解し、その遵守に同意する旨の宣誓を行っています。

### 7.3. 贈収賄および汚職の排除

あずさ監査法人の全構成員にとって、法令・諸規制および基準の遵守は重要な側面であり、あずさ監査法人は、贈収賄や汚職については、いかなる違反も許容しません。

また、たとえ適用される法令や現地の実務慣行において許容されている場合においても、いかなる贈収賄に関与することも禁止しています。関与先、取引業者、公務員等の第三者による贈収賄も許容しない姿勢をとっています。KPMGインターナショナルはKPMGメンバーファームに対し、ファームおよびそのパートナー・職員が贈収賄に関与するリスクを低減するための適切な内部統制の整備を義務付けています。

全てのKPMGメンバーファームのパートナー・職員は、贈収賄や汚職の防止に関連する法令・諸規制および職業的専門家としての基準の遵守(違反またはその疑いの報告も含む)に関する研修の受講を義務付けられています。

KPMGインターナショナルの贈収賄・汚職防止に関する方針については[KPMGインターナショナルのウェブサイト](#)をご覧ください。

## 8. 業務の品質の確保

監査をどのように実施するのかは、適切な監査結果を導くことと同様に重要です。あずさ監査法人のパートナーと職員は、効果的かつ効率的な監査の実施にあたり、Our Valuesに一致した行動様式、全ての方針や手続に従うことが求められています。

### 8.1. 適切な場合に行う専門的な見解の問合せ

#### 8.1.1. 専門的な見解を求める組織文化の醸成

KPMGは、メンバーファームの監査チームが、監査の意思決定の過程において、監査チームをサポートするための専門的な見解を求める組織文化を醸成しており、監査品質はこの組織文化に支えられています。

あずさ監査法人は、構成員の間で円滑なコミュニケーションを実施する組織文化を醸成することに努めており、このような組織文化を我々の強みとして考え、難しい論点や議論のある論点について、専門的な見解を求めることを促しています。監査チームの判断に困難が伴う事項や、見解が定まっていない事項に対応するために、あずさ監査法人は、監査上の判断の相違を解決する手続等、重要事項に関する専門的な見解の問合せおよびその文書化に関する手続を確立しています。KPMGの監査、保証お

よび報告に関するマニュアルには、必須の専門的な見解の問合せも含まれています。あずさ監査法人の内規において、専門的な見解の問合せが必要となる要件が定められています。

あずさ監査法人では、監査、財務報告およびリスクマネジメントに関して経験を有する専門要員により構成される本部組織を介して、専門的な見解の問合せに対する適切なサポートを提供しています。

#### 8.1.2. KPMGグローバルネットワーク内の専門的な見解の問合せ先

あずさ監査法人が会計基準、監査基準および保証基準についてサポートを受けることができるKPMGの機関として、グローバル監査メソッドロジー・グループ(Global Audit Methodology Group (GAMG))、KPMGグローバル・ソリューションズ・グループ(KPMG Global Solutions Group (KGS))、国際基準グループ(International Standards Group (ISG))、PCAOB基準グループ(PCAOB Standards Group (PSG))等があります。これらの機関は全て、監査のグローバルヘッドに直接報告します。

## グローバル監査メソッドロジー・グループ(Global Audit Methodology Group (GAMG))

KPMGの監査および保証メソッドロジーは、グローバル監査メソッドロジー・グループ(GAMG)が構築し維持しています。GAMGは、国際監査・保証基準審議会(IAASB)、米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)および米国公認会計士協会(AICPA)等の適用される監査および保証基準の規定に基づき、監査および保証メソッドロジーを構築しています。

## KPMG Global Solutions Group (KGSG)

KGSGは、新たなテクノロジーや自動化のイノベーションなどの監査ソリューションのデザイン、開発、展開を担当しています。

KGSGおよびGAMGは、メンバーファームと、連携、イノベーション、テクノロジー等のサポートを通じて協働しています。KPMGでは、監査品質とグローバルでの一貫性、標準化の向上を主眼として、監査および保証メソッドロジーおよびツールへの大規模な投資を行っています。

3つの地域(米国地域、ヨーロッパ・中東地域、アジア・太平洋地域)に拠点を置くKGSGおよびGAMGチームは、監査、保証、IT、データサイエンス、数学、統計等のバックグラウンドを持つ世界中から集まった専門要員により構成され、これら専門要員の多様な経験や革新的思考は、KPMGの監査機能のさらなる発展をもたらします。

## International Standards Group (ISG)

KPMG ISGは、世界各国の代表者からなるグローバルIFRS会計基準トピック・チーム、ならびに先進国の代表で構成されるIFRS会計基準諮問委員会およびメソッドロジー・アドバイザー・グループ(MAG)とともに連携し、メンバーファーム間でのIFRS会計基準や監査上の要求事項の解釈の統一性を推進し、対応すべき問題点を識別し、適時にグローバル・ガイダンスを作成しています。最近では、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の活動を網羅するために、ISSBによる基準の発行に伴いグローバルレベルのソートリーダーシップおよびガイダンスの提供など、KPMG ISGは担当範囲を広げています。

## KPMG PCAOBスタンダードズグループ(PCAOB Standards Group (PSG))

PSGは、PCAOBの監査基準に精通したプロフェッショナルで構成される選任のグループです。KPMGメンバーファームが業務を提供するKPMGの米国外の子会社の監査、SEC規制に定義されているforeign private issuer(外国民間発行体)の監査およびSEC登録企業の米国外の子会社の監査において、一貫したPCAOB監査基準の解釈が推進されるよう活動しています。PSGはまた、PCAOB監査業務に従事する監査人の研修開発にインプットを提供し、可能な場合は当該研修の円滑な実施を手助けしています。

あずさ監査法人は、先端的な知見を得るとともに、KPMGグローバルの活動に貢献するため、KGSGやISGに対して、出向者を派遣しています。

## メンバーファームの専門要員のリソース

あずさ監査法人では、監査上の問題や専門的な会計上の問題に関する専門的な見解の問合せのサポートは、品質管理本部およびリスクマネジメント本部に属する専門要員が行っています。

品質管理本部およびリスクマネジメント本部に属する専門要員は、監査チーム内または、審査員と意見の相違が発生した場合においても、監査チームをサポートします。意見の相違が解消されない場合、最終的な解決方法として上級審査の指示を仰ぐことが義務付けられています。またKPMGのISGおよびPSGとも、必要に応じて協議しています。

## 8.2. 専門家としての判断および懐疑心を踏まえた監査証拠の批判的な検討

KPMGの監査では、収集した監査証拠の内容と範囲は、リスク評価の結果と関連します。矛盾または適合していない監査証拠を含め、監査の過程で入手した全ての監査証拠を検討します。

監査チームのメンバーは、監査業務期間を通じて、職業的専門家としての判断と職業的専門家としての懐疑心の保持が求められます。職業的懐疑心の保持には、監査証拠の矛盾や不適合について疑問を呈し、警戒心を持つことも含まれます。職業的専門家としての判断を行う際には、適切な判断を阻害するおそれのあるバイアスを認識し、警戒する必要があります。

## 8.3. 指示、コーチング、監督および査閲

### 8.3.1. 継続的なコーチング、監督および査閲

あずさ監査法人では、専門要員のスキルや能力の構築のための投資として、継続的な研修環境の構築やメンタリング、コーチングのサポートを行っています。

監査期間中の継続的な指導、コーチングおよび監督には、以下が含まれます。

- 監査責任者が監査計画時のディスカッションへ参加すること
- 監査業務の進捗管理を実施すること
- 監査チームの能力および適性を評価すること(担当業務を遂行するのに十分な時間を有しているか、指示を理解しているか、および作業は計画したアプローチに従って遂行されているか等)
- 監査の過程において生じた重要な事項について対処し、それらの重要性について検討を行い、計画したアプローチを適切に変更すること
- 監査の過程において、より経験豊富なチームメンバーと協議および査閲を実施すべき事項を識別すること

重要な事項が迅速に識別、対処されるよう、実施した作業を適時に査閲し議論することもコーチングの機会として利用されます。

### 8.3.2. 審査員

審査はKPMGの監査品質のアプローチの重要な一部であり、全ての監査業務において、監査報告書(関連する四半期レビュー

報告書も含む)の発行に際して適格性が確保された審査員による審査の受審が義務付けられています。

審査は、監査チームが行った重要な判断および関連する結論に関する審査員の客観的評価であり、監査報告書日以前に完了されます。重要な判断に関する審査員の評価には、特別な検討を必要とするリスク(不正リスクを含む)に関する監査チームの評価、関連する対応および関連する結論が適切か否かに関する評価が含まれます。監査責任者が会計や監査に関する事項の解決に関する最終的な責任を負っているものの、審査員が全ての重要な事項が解決したと認めた場合にのみ、審査は完了します。

審査員は、監査業務の審査を行うために研修、知識および経験に関する基準を満たす必要があります。審査員は、客観的であり、監査チームのメンバーではなく、監査関与先から独立していなければなりません。

## 8.4. 結論に導くための適切なサポートおよび文書化

### 8.4.1. 監査報告

監査基準および財務諸表等の監査証明に関する内閣府令や会社計算規則等の我が国の関連法令では、財務諸表が全ての

重要な点において適正に表示されている旨の意見を含む監査報告書の様式および内容を定めています。監査責任者が、監査チームが実施した監査手続および入手した証拠に基づいて監査意見を形成します。

監査報告書の作成において、監査責任者は品質管理本部への専門的な見解の問合せや上級審査を通じて豊富な監査報告書に関するガイダンスと技術的なサポートを受けることができます(例えば、監査意見への除外事項、強調事項区分またはその他の事項区分等の記載に関して監査報告書の利用者に報告すべき重要な事項が存在する場合など)。

### 8.4.2. 監査調書

あずさ監査法人の監査調書は、KPMGインターナショナルの方針および適用される監査基準に従いKPMGメンバーファームが決定したタイムラインに従い作成および整理されます。あずさ監査法人は、監査関与先およびあずさ監査法人の情報の機密性および完全性を保護するために、事務的、技術的および物理的なセーフガードを導入しています。KPMGでは、KPMGの全メンバーファームに対し、従来よりも監査調書の整理期間を短縮する方針を適用しました。この方針は、監査基準で求められる期間よりも大幅に短い期間となっています。

## 9. 監査品質に影響を与えるリスクの評価

KPMGインターナショナルは、品質モニタリング・プログラムの結果をレビューし、適宜追加的なグローバルの改善措置を策定します。

KPMGインターナショナルが策定したグローバルの改善措置は、KPMGのグローバル組織全体における行動の変化ならびに監査品質および一貫性の向上を目的としています。改善措置は、グローバルの方針、手続、研修、ツールおよびガイダンスを通じて実施されることがあります。

監査品質はあずさ監査法人が最優先としている課題であり、あずさ監査法人は高品質な監査を実施することにコミットしています。

監査品質を直接的に測定することは困難ですが、以下の監査品質に関する指標(通称、「Audit Quality Indicator」と呼称する)により監査品質に対する理解を深めることができます。これらの指標は、日本公認会計士協会が公表している「監査品質の指標(AQI)に関する研究報告」(2018年11月)に示されている指標を考慮して選定したものです。

#### (監査事務所の状況)

- (1) 監査事務所の職位ごとの人員構成
- (2) 監査に従事するパートナー・マネジャーとスタッフとの比率
- (3) 品質管理業務の人員数

- (4) 監査業務に従事する常勤の社員および専門職員の作業負荷の状況

- (5) 監査事務所内の監査品質に関する意識調査

#### (人材投資)

- (6) パートナーおよび専門職員の研修時間
- (7) 履修した研修に関するアンケート調査結果
- (8) 人材交流(出向・異動)

#### (監査の結果)

- (9) 外部機関による検査等
- (10) 監査事務所における内部検証
- (11) 独立性に関する検査
- (12) 規制当局等による処分

各指標の数値は以下のとおりです。

### 監査事務所の状況

#### (1) 監査事務所の職位ごとの人員構成

監査業務は、複数の職位のプロフェッショナルより構成される監査チームによって実施されます。

常勤のプロフェッショナルの職位別の人員構成は以下のとおりです。

#### 常勤のプロフェッショナルの人員

職位	2022年6月末		2023年6月末	
	人員数	構成割合	人員数	構成割合
パートナー	694人	13%	696人	12%
マネジャー	1,251人	22%	1,307人	22%
マネジャー未満の専門職員	3,630人	65%	3,976人	66%
合計	5,575人	100%	5,979人	100%

(注1)本セクションにおいて、以下の定義で用語を使用しています。

- ・「パートナー」には、パートナー、アソシエイトパートナー、ディレクター等が含まれます。
- ・「マネジャー」には、シニアマネジャー、マネジャー等が含まれます。
- ・「マネジャー未満のプロフェッショナル」には、アシスタントマネジャー、シニア、スタッフが含まれます。

## (2) 監査に従事するパートナー・マネジャーとスタッフとの比率

監査業務は業務執行社員が最終的な責任を負います。当該責任を果たすため、業務執行社員は監査チーム内のパートナーおよびマネジャーに対して業務を委譲しますが、委譲した業務について監査調書の査閲を実施します。また、マネジャーも同様に、業務の一部をスタッフに委譲しますが、委譲した業務について監査調書の査閲を実施します。

あずさ監査法人における、監査業務に従事するパートナー、マネジャーおよびマネジャー未満の専門職員の比率は以下のとおりです。

#### 監査に従事するパートナー・マネジャー・スタッフの比率 (役員、正職員、契約職員)

職位	2022年6月末	2023年6月末
	比率*	比率*
パートナー	1.0	1.0
マネジャー	1.5	1.5
マネジャー未満の専門職員	6.2	6.7

\*パートナーの人数を「1」とした場合の比率

## (3) 品質管理業務の人員数

監査品質は監査事務所にとって極めて重要です。監査品質を確保するために、あずさ監査法人は品質管理本部、リスクマネジメント本部を設置し、監査基準の適用や解釈および倫理・独立性に関する事項について、品質管理システムを整備しています。

これらの本部に所属するプロフェッショナルの人員数は、以下のとおりです。

#### 品質管理本部およびリスクマネジメント本部の在籍者

	2022年6月末	2023年6月末
品質管理本部	180	227
リスクマネジメント本部	109	114
合計	289	341

\* 事業部との兼務者を含む

## (4) 監査業務に従事する常勤の社員および専門職員の作業負荷の状況

職場環境を良好に維持することは監査品質にとって極めて重要です。これは、作業負荷が重すぎると必要な監査業務に対して十分な時間が確保できなくなり、結果として監査の実施において職業的専門家として必要な懐疑心が維持されなくなる可能性があるためです。

あずさ監査法人では、監査従事者の年間平均執務時間は、2022年6月期は2,034時間、2023年6月期は2,013時間でした。

(注2)上記の時間には、監査業務に直接関連する時間だけでなく、研修の受講や間接業務等の時間も含まれています。執務時間は通期にわたり在籍した監査従事者を元に集計しています。

## (5) 監査事務所内の監査品質に関する意識調査

監査品質は、監査事務所の全てのプロフェッショナルによって支えられるものです。このため、事務所における監査品質を維持するためには、事務所の施策について構成員が納得感を有していることが重要です。

KPMGネットワークでは、グローバルに整合的な方法で従業員に対して、マネジメントが実施している施策がネットワークに所属する個人として適切と感じられるかについて調査(以下「Global People Survey」という)を実施しています。とりわけ、成長が実感されるか、および自分の業務に誇りが持てるかは監査品質を支えるうえで極めて重要です。

あずさ監査法人による調査では、これらについてGlobal People Surveyによって以下の結果が得られています。

#### 「Global People Survey」の結果

	2022年6月末	2023年6月末
マネジメント、パートナーへの信頼	71%	72%
高品質な業務提供へのコミット	73%	75%
オープンな双方向のコミュニケーション	68%	71%
法人への自発的な貢献意識・満足度	66%	69%

(注3)Global People Surveyとは

KPMGでは毎年秋に「Global People Survey (GPS)」を実施しています。上記表中の割合は、各質問項目に記載されている項目に同意する、または強く同意することを示した従業員の割合を示しています。GPSは、従業員がKPMGでの経験についてどのように感じているかを回答するものであり、エンゲージメントの程度を測定することができます。従業員からの回答は、従業員が求めるグローバルレベルの経験ができる環境を構築し、私たちが目指す姿を社会、クライアント、関係する人々から「常に選ばれる存在であること(The Clear Choice)」を実現するために不可欠です。我々は、当該回答を利用し、国内とグローバルの両方で従業員の回答に影響を与えている問題を特定します。

例えば、この数値を参考にして、我々は、各統轄事業部長と従業員との間でオープンかつ双方向のコミュニケーションを行う場を設け、毎週開催することを予定しています。このような開かれた双方向の対話とそこで受け取ったコメントへのタイムリーな対応が、各統轄事業部長と従業員との間に存在する可能性があるギャップを埋めるのに役立つと考えています。我々は、こうした取組みを通じて、GPSの数値が改善していくことを期待しています。

## 人材投資

### (6) パートナーおよび専門職員の研修時間

事業活動が大きく変化し、法令や基準が次々に改訂される環境において、専門的なスキルを維持・向上させることは極めて重要です。

あずさ監査法人では、これらに対応するため多様な研修コースを提供しています。以下の指標は、研修の実施状況です。

	2022年6月末	2023年6月末
一人当たりの年間平均研修時間	67時間	62時間

	2022年3月末	2023年3月末
継続的専門研修(CPE)単位取得義務の履行率	100%	100%

### (7) 履修した研修に関するアンケート調査結果

「(5) 監査事務所内の監査品質に関する意識調査」に記載したとおり、KPMGネットワークではGlobal People Surveyを実施し、マネジメントが実施する施策がネットワークに所属する個人として適切と感じられるかについて調査を実施しています。とりわけ、成長が実感されるか、および自分の業務に誇りが持てるかは監査品質を支えるうえで極めて重要です。

あずさ監査法人では、研修に関する調査を、別途、毎年実施しており、その結果は、以下のとおりです。

#### 人材に関するアンケート(5点満点)

	2021年調査	2022年調査
法人は十分な人材育成体制を提供していますか	3.5点	3.7点
あなたは3つのO*を通じて成長したと感じますか	3.7点	3.8点

(注4) この調査はあずさ監査法人で独自に実施したものです。「3つのO」はOff-JT、OJTおよびOpportunityを指します。我々は、これらが専門家としての成長を実現するうえで重要な要素と考えています。

### (8) 人材交流(出向・異動)

事務所全体として監査品質を確保するために、多様な人材を確保することは重要な要因です。同時に、個人にとっても、多様な経験を積んでいくことが新たな観点から業務に取り組んでいくうえで極めて重要です。

このため、あずさ監査法人は、多様性を促進するため、事務所内で定期的にローテーションを実施しています。これには、監査部門間の人の異動、本部と監査部門の間での異動、アドバイザー業務部門との間での異動を含みます。また、社会への貢献および法人内では得難い経験を積むことを目的として、外部の組織にも派遣しています。

以下の表は、多様な経験を積むために実施しているローテーションについてまとめたものです。

#### 法人内部の異動者数

法人内の異動	2022年6月期	2023年6月期
統轄事業部・事務所間異動	124	94
本部(品質管理本部等)にかかる異動	89	65
アドバイザー業務部門にかかる異動	80	55
合計	293	214

#### 外部組織への出向者数

出向先	2022年6月期	2023年6月期
JICPA、財務会計基準機構等	32	31
その他(一般)	39	39
合計	71	70

#### パートナーおよびマネジャーに占める海外赴任経験者数

	2022年6月末		2023年6月末	
	経験者	割合	経験者	割合
パートナー	275	40%	284	40%
マネジャー	313	25%	312	24%
合計	588	30%	596	30%

## 監査の結果

### (9) 外部機関による検査等

日本では、大手監査法人に対する公認会計士・監査審査会(CPAAOB)による検査が毎年実施される(通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する)ほか、JICPAによる品質管理レビューが3年に1回実施されます。また、検査やレビューの実施年度以外において、検査結果を踏まえて是正措置が適切に実施されているか等についてモニタリングが実施されます。

CPAAOBの検査結果およびJICPAのレビューは、個別の監査業務および事務所の品質管理システムの双方を対象とするものであり、検査およびレビューの結果はステークホルダーの皆様が監査事務所の状況を理解するにあたって有用です。ただし、監査品質が根本原因分析とそれを通じた対応という一連のサイクルを通じて改善していくものであることを踏まえると、検査およびレビュー結果を参照する際、指摘事項についてどのような取組みが予定されているか(または、実施されているか)について併せて理解することも重要と考えられます。

#### JICPAの品質管理レビュー

区分	2022年6月期	2023年6月期
直近の品質管理レビュー報告書および改善勧告書の日付	2022年3月23日	レビューを受けていません
品質管理レビューの結論	重要な不備事項の無い実施結果	-
品質管理レビューの結果に基づく措置	受けていません	-
監査事務所における品質管理に関する限定事項および改善勧告事項の有無	該当事項はありません	-

CPAAOBの検査結果に関する情報を第三者に開示する場合には、開示先および開示内容について、CPAAOBの事前承諾が必要であるため、本報告書において当該情報を開示していません。

### (10) 監査事務所における内部検証

あずさ監査法人および所属するKPMGネットワークにおいて、監査事務所における定期的な内部検証が実施されます。

内部における定期的検証の結果は、外部機関による検査またはレビューの結果と同様に、必ずしも事務所の品質管理のレベルを示すものではありません。しかし、定期的検証の結果によって、事務所の品質管理システムの状況を理解するうえで関連性のある情報が提供されます。

KPMGネットワークは、内部における品質に関する実績をレビューするため、品質パフォーマンスレビュー(QPR)プログラムを実施しています。

#### KPMGネットワーク内部におけるQPRの結果

	2022年6月期	2023年6月期
対象業務数	101件	101件
監査意見の修正を要する不備の数	0件	0件
「Not Compliant – Severe」とされた件数 <sup>(注5)</sup>	—	1件
監査責任者カバー率	41%	39%

(注5) あずさ監査法人および所属するKPMGネットワークにおける定期的な内部検証では、個別の保証業務等において遂行された手続が、関連する基準、事務所で定めた方針および手続を遵守して実施され、品質が確保されているかについて結論づけるためのレビューが実施されています。当該レビューの結果は、当期より、①全ての重要な点において基準等に準拠している、②改善が必要な点があるが、全ての重要な点において基準等に準拠している、③一部の重要な点において基準等に準拠していない(Not CompliantまたはNC)の3段階に分類されています。また、レビューによって一部の重要な点において基準等に準拠していないとされた場合、「NC」に区分され、当該重要な点に関する調書の是正が必要とされています。NCのカテゴリーは、さらに識別された個々の不備の数、内容および程度により、「NC-Limited」と「NC-Severe」の2つに分類されます。一部の業務は「NC-Limited」に分類されますが、上記表では比較的の不備の程度が重い「NC-Severe」の区分に焦点を当てて記載しています。

#### (11) 独立性に関する検査

監査人が独立性を保持することは、監査が社会において信頼を得ていくうえの必要条件です。このため、独立性に関する規則の

遵守は、監査事務所にとって極めて重要です。

あずさ監査法人では、全てのプロフェッショナルに対して、対象期間における独立性の宣誓を義務付けています。2022年6月期および2023年6月期の独立性宣誓回答率は100%です。

しかし、個人の独立性保持に関する法令等への違反が2022年6月期および2023年6月期において3件発見されました<sup>(注6)</sup>。我々は、これらの事案について調査したうえで、必要な手続を実施しました。我々は、これらの事案が監査人としての客観性に影響を与えていないことを確認しています。

(注6) 上記3件は、独立性の規則(例えば、国の預金保険制度を超える銀行預金残高の保有)に違反していることが発覚したケースであり、社内規程違反(例えば、KICSへのタイムリーな情報更新漏れ)は含まれていません。

#### (12) 規制当局等による処分

金融庁またはJICPAは、法令等の違反に関する事実があると認められた場合、監査事務所に処分を科すことがあります。

以下は、2022年6月期および2023年6月期において関連する主要な指標です。

- 監査業務に起因する金融庁による行政処分: 0件
- 監査業務に起因するJICPAによる処分<sup>(注7)</sup>: 0件
- 監査品質に関するJICPALレビューの結果に基づく措置: 0件

(注7) なお、あずさ監査法人は、上場会社の2012年度から2016年度の財務諸表等に関する監査業務(事後において、収益認識の会計処理について十分な監査証拠が得られていなかったと判断されたもの)に関し、JICPAより、2023年9月13日付で1カ月の会員権停止の処分を受けています。本処分は監査法人の業務を制限するものではなく、監査証明業務を含むあずさ監査法人の業務に影響を与えるものではありません。詳細は、「11.2. ステークホルダーからのフィードバックの入手、評価および対応」をご参照ください。

## 10. 効果的なコミュニケーション

監査品質を維持するために、主要ステークホルダーからフィードバックを受け、それに応じた行動を速やかにとることも重要であると認識しています。

### 10.1. インサイトの提供およびオープンかつ率直な双方向のコミュニケーションの維持

あずさ監査法人では、監査役等に対して、ガイダンスおよびサポートのリソースを踏まえて監査中に発生した問題を伝達することが重要と考えています。

あずさ監査法人は、監査の過程で生じた問題点および監査役等に有用な情報を共有するため、報告、監査役会または取締役会への出席および必要に応じた経営者や監査役等との討議の組合せにより、これを達成しています。

監査役等は、関与先と監査人の関係性を監督し、監査人による業務内容と実施方法を批判的に検証することによって、高品質の監査を支援するうえで重要な役割を果たします。

### Audit Committee Institute

Audit Committee Institute (ACI) は、資本市場に対して監査委員会(日本においては、監査役会および監査等委員会を含む)が果たす厳しく重要な役割やその責任を果たす際に直面する課題を認識し、当該委員会のプロセスを効果的に実行するための各監査委員のコミットメントや能力の向上を目指して活動しています。

ACIはあずさ監査法人を含む世界39カ国以上で活動しており、監査委員会の関心事に係るガイダンス(サイバーセキュリティや企業文化等)および最新のテクニカルな情報を提供する幅広いプログラムや啓蒙的なセミナーにおいて、他企業の監査委員とのネットワークを構築する機会を監査委員に提供しています。

ACIの活動は、リスク管理、先端技術から戦略、グローバルなコンプライアンスまで、監査委員会や今日のビジネスが直面するさまざまな課題をカバーしています。

ACIに関する詳細およびインサイトについては、[ACIのウェブサイト](#)をご覧ください。

## IFRS Institute

KPMGのIFRS Instituteは、進化する世界の財務報告およびサステナビリティレポートのフレームワークに対するインサイトやソートリーダーシップへのアクセスを得る際に役立つ情報やリソースを提供します。

### 10.2. 監査事務所間の引継

あずさ監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査人となる場合または後任の監査人となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、品質管理本部が指示を行い、立会を実施しています。

### 10.3. 意識調査(GPS)の実施および実施後の対応

貢献意欲のあるすぐれた人材が監査を行うことで、KPMGの監査品質基準に沿った監査を提供することができます。

9. (5) (監査事務所内の監査品質に関する意識調査) のとおり、KPMGジャパンでは、構成員を対象に意識調査(Global Peoples Survey (GPS)) を毎年実施しています。GPSは、KPMGでの勤務により得られる経験に対する構成員の意識を共有することを目的としています。

GPSを実施することで、構成員の会社への自発的な貢献意欲・満足度を測ることができます。同時に、構成員の貢献意欲を高める領域がわかります。

調査後は、ファンクション、事務所、職位、性別などのさまざまな要素ごとに分析を行うことで、今後の対応により注力することができます。また、従業員の貢献意欲に影響する分野について、さらなる見解を得ることが可能となります。監査品質に直接関係する重点領域についても調査しており、過去1年間に監査に従事した構成員向けの監査品質に関する具体的な設問により、監査品質関連事項に関わるデータを得ることができます。

## 11. 監視および改善

KPMGメンバーファームにおいては、統合的な監査品質の監視体制を構築しており、監査品質に不備となる事項があれば、それを特定し、特定された不備について原因分析を行い、個別の監査業務および品質管理システム全体に関する改善活動に役立てる態勢を取っています。

### 11.1. 監査品質について厳格な監視および測定

#### 11.1.1. 継続的な改善

KPMGは、メンバーファームにおける監査品質、監査手法の一貫性や効率性について、継続的な改善活動を行っています。

監査品質のモニタリングおよびコンプライアンスプログラムは、内部レビュー実施や結果の報告等、全メンバーファーム間において、グローバルで一貫したアプローチがとられています。

そしてGPSは、「品質管理およびリスクに係る行動」「監査品質」「Our Valuesの維持」「職員およびパートナーの監査品質に対する姿勢」「リーダーシップ」および「経営陣の姿勢」といった領域に関わるインサイトを、あずさ監査法人の経営陣およびKPMGインターナショナルの経営陣に示します。

あずさ監査法人はGPSを実施し結果をモニタリングするとともに、結果および今後の取組みを構成員へ公表する等、調査結果について適切に対応しています。

GPSの結果は、グローバルネットワーク全体のために集計されます。また、グローバルボードに向けても結果は公表され、適切な対応措置について合意がとられます。

監査に特化した結果分析については、特に監査品質に焦点を当てて分析が行われます。適切な改善措置を検討するため、必要に応じGlobal Audit Steering Groupに対して調査結果と主なテーマを年次で提供します。

### 10.4. 市場参加者との対話

監査法人のガバナンス・コード(2023年3月改訂)では、監査法人に対して市場参加者との効果的な対話を促進することが奨励されています。これを踏まえ、あずさ監査法人は、少なくとも年に1回、市場参加者との対話を実施しています。最近では、財務報告の分野に知見を有する市場参加者(監査役、学者、弁護士)との会合を開催し、あずさ監査法人のガバナンスをどのように改善すべきかについて議論を実施しました。あずさ監査法人は、頂いたご意見を踏まえ、変化する環境においてどのようにガバナンスのあり方を改善すべきかについてさらなる検討を実施していきます。

あずさ監査法人では、受領した内部レビューの結果を外部の監督機関によるレビュー・検査結果と照らし合わせ、適切な措置を取っています。

#### 11.1.2. 監査法人内部における監視活動

あずさ監査法人の監視活動はKPMGインターナショナルによって策定され、KPMGの全メンバーファームに適用されています。以下の事項を対象に監視活動を行っています。

- 監査業務の実施にあたり、適用される職業的専門家としての基準、法令・規則、あずさ監査法人およびKPMGインターナショナルの重要な方針および手続への遵守状況
- あずさ監査法人の、KPMGインターナショナルの重要な方針や手続への遵守状況、主要な品質管理に係る方針や手続の目的適合性、十分性および運用状況の有効性

また、この内部レビューの結果は、法人の品質管理システムが適切に構築され、効果的に導入・運用されているかを判断するためにも用いられています。これには、以下が含まれます。

内部レビュープログラム(Quality Performance Review (QPR))、KPMGクオリティ&コンプライアンス評価プログラム(KQCE)およびグローバル・クオリティ &コンプライアンス・レビュー・プログラム(GQ&CR)が含まれます。これらの監視活動からの結果およびそれに基づく要改善事項は、KPMG内で共有されており、各国においてのみならず、各地域・グローバルレベルで適切な対策がとられています。

### 監査クオリティ・パフォーマンス・レビュー(Audit Quality Performance Reviews(QPR))プログラム

QPRは、業務レベルでのパフォーマンスを評価し、その結果をフィードバックすることにより、監査業務の品質を向上させるプログラムです。

#### リスクベースのアプローチ

全てのKPMGメンバーファームの監査責任者は、少なくとも4年に1回の頻度でQPRの対象として選定され、レビューを受けることが求められています。また、監査リスクに基づいてレビュー対象となるエンゲージメントが選定されます。

あずさ監査法人はKPMGインターナショナルのQPRインストラクションに基づいて年次のレビューを実施しています。

QPRは、メンバーファーム単位で実施され、地域単位(ASPAC)およびKPMGインターナショナルによる監視の下で実施されます。

#### レビューアーの選定、準備およびレビュープロセス

レビューアーは厳しい選定基準に基づいて選定されます。レビューチームには、業務から独立した経験のあるリードレビューアーが含まれます。レビューアーやQPRプログラムの運営に携わる人員は、規制当局の関心事項を理解し、厳格なレビューを実施するために必要な研修を受講します。

#### QPRの結果評価

QPRの結果は、統一的な基準に基づいて評価が行われ、その評価は、Compliant(全ての重要な点において会計および監査の諸基準に準拠している)・Compliant- Improvement Needed(改善が必要な点があるが、全ての重要な点において会計および監査の諸基準に準拠している)・Not Compliant(一部の重要な点において会計および監査の諸基準に準拠していない)の3つに区分されます。

#### 結果の報告

QPRプログラムからの検出事項は、通達、研修および各種ミーティングを通してあずさ監査法人の専門要員に周知されます。また、これらの検出事項は、改善状況の継続的な評価のため、その後のレビューにおいて重点項目として取り扱われます。

監査関与先の主要な海外子会社等の監査が各ファームのQPRで低い評価(Not Compliant)を受けた場合、親会社の

監査を担当する監査責任者(LAEP)は通知を受けます。また、親会社の監査を担当するLAEPは、そのグループの子会社・関連会社の監査を実施しているメンバーファームがQPRプログラムの過程で品質上の問題点を識別された場合にも通知を受けます。

#### グローバルの監査品質モニタリンググループ(GAQMG)

KPMGクオリティ&コンプライアンス評価(KQCE)プログラム(旧名称:リスク・コンプライアンス・プログラム(Risk Compliance Program(RCP)))

KPMGインターナショナルは、全てのKPMGメンバーファームに適用される品質管理に関する方針と手続を定めています。この方針や手続には、KPMGインターナショナルの定める品質管理のマニュアル(GQ&RM Manual)、ISQC1および移行期間のISQM1の実施要件への遵守も含まれています。

KQCEプログラムの目的は次のとおりです。

- あずさ監査法人における品質管理システムが、あずさ監査法人のISQM1の実施状況、KPMGインターナショナルの定める品質管理の方針(GQ&RM)や、主要な法令、規則に準拠しているかどうかを文書化、評価、証明すること
- あずさ監査法人およびその構成員について、職業的専門家に適用される基準および適用される法令・規則を遵守していることを評価するための基礎を提供すること

検出された発見事項については、是正措置の策定および各是正措置の対応状況の監視が求められます。

#### グローバル・クオリティ・コンプライアンス・レビュー・プログラム(Global Quality & Compliance Review (GQ&CR) Programs)

GQ&CRは、あずさ監査法人から独立したKPMGインターナショナルのGQ&CRグループに所属するレビューアーによって、品質管理のシステムの有効性を検証するために、リスク基準に基づいて定められた頻度で実施されます。

GQ&CRは、メンバーファームから独立した、GQ&RMの方針に知見のあるレビューチームにより客観的に実施されます。GQ&CRでは、選択されたKPMGインターナショナルの方針および手続の遵守状況を評価するとともに、ベストプラクティスをメンバーファーム内に共有します。GQ&CRは、以下について独立した評価を提供します。

- 品質やリスクマネジメントへのコミットメント(経営陣の方針や姿勢)、そのコミットメントをガバナンスおよび財務プロセスが補強する程度
- メンバーファームによるKPMGインターナショナルの方針および手続の遵守
- メンバーファームが実施している品質・コンプライアンスプログラム(従来のRCPおよび現行のKQCEプログラム)の堅牢性

あずさ監査法人はGQ&CRにおいて改善が必要であるとされた発見事項に対して是正措置を策定し、GQ&CRチームと合意します。

合意された是正措置の進捗は、GQ&CRチームにより監視されます。その結果は、GQ&CRのグローバル組織であるGQ&RM Steering Groupや、必要に応じて、KPMGインターナショナルおよび所属する地域のKPMGに報告されます。

## 11.2. ステークホルダーからのフィードバックの入手、評価および対応

### 11.2.1. 自主規制団体および規制当局

日本公認会計士協会(JICPA)は、自主規制団体として、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、監査法人等が行う監査の品質管理のシステムの整備および運用の状況について品質管理レビューを実施しています。JICPAは、あずさ監査法人を含む大手監査法人に対しては、原則として3年に1度、定期的に品質管理レビューを実施します。その結果、改善が必要と認められる事項が発見された監査法人に対しては改善勧告が行われるとともに、品質管理レビューの結論や改善状況に応じて、注意、嚴重注意、監査業務の辞退勧告といった必要な措置が講じられます。このほか、JICPAは個別の事案に係る指導・監督、処分懸念事案に係る調査および審議、個別の事案に係る懲戒処分の実施、監査法人の上場会社監査事務所名簿および準登録事務所名簿への登録に関する必要な措置についても決定します。

あずさ監査法人は、本報告書の基準日である2023年6月末から過去5年間に於いて、JICPAから監査業務に起因する処分を受けた事実はありませんでした。なお、あずさ監査法人は、2024年6月期において、上場会社の2012年度から2016年度の財務諸表等に関する監査業務に関し、2023年9月13日付でJICPAより1カ月の会員権停止の処分を受けています<sup>(注)</sup>。あずさ監査法人は、本事案が発生した2018年度以降速やかに、本事案に関連する業界特有の会計処理の点検および監査上の留意点の周知を行うとともに、継続的に監査上の課題について原因分析を行う等、監査品質の向上に取り組んでいます。なお、本処分は、監査法人の業務を制限するものではなく、監査証明業務を含むあずさ監査法人の業務に影響を与えるものではありません。

(注) 会員権とは、総会に出席して表決する権利・役員選挙権および被選挙権・会長に意見具申しまたは建言する権利・本会の会議に出席する権利を指します。

公認会計士・監査審査会(CPAAOB)は、行政としての監視・監督の立場から、JICPAによる自主規制の限界を補完するとともに、JICPAの公平性・中立性・有効性を確保する観点から適切な役割を果たすために、JICPAによる品質管理レビューの監視を行っています。CPAAOBは、JICPAから監査事務所ごとの品質管理レビューの結果について書面による報告を受け、必要に応じてJICPAや監査法人などに対して立入検査を行います。その結果、監査の品質管理が著しく不十分であったり、法令等に準拠していないことが明らかになったりした場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を

金融庁長官に報告します。

あずさ監査法人は、過去5年間に於いて、CPAAOBによる立入検査の結果、金融庁より処分を受けた事実はありません。

あずさ監査法人はまた、米国における公開会社を監査する会計事務所の監督機関である米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)に登録されており、定期的に検査を受けています。過去の検査に係る報告書はPCAOBのウェブサイトから入手可能です。

あずさ監査法人は、外部検査等で受けた指摘を含む監査品質に係る課題について根本原因を分析し、マネジメントからのメッセージの配信や研修の開催、継続的なモニタリングを行うこと等を通じて、監査品質の改善活動を実施しています。

また、KPMGインターナショナルは主に監査監督機関国際フォーラム(International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR))のグローバルの監査品質ワーキンググループ(GAQ WG)を通じてIFIARと双方向のコミュニケーションを行っており、改善に向けて目標とする戦略に沿って監査品質に関する課題について協議しています。KPMGは、グローバルな監査品質の課題に関してIFIARが推進するオープンかつ率直で、透明性の高い対話を重視しています。

全てのKPMGメンバーファームは、積極的に関与し、適時に質問に回答し、適切な是正措置をとることを含め、規制当局との間で職業的専門家として、また、互いを尊重する関係性を維持することが求められます。

### 11.2.2. 監査関与先からのフィードバック

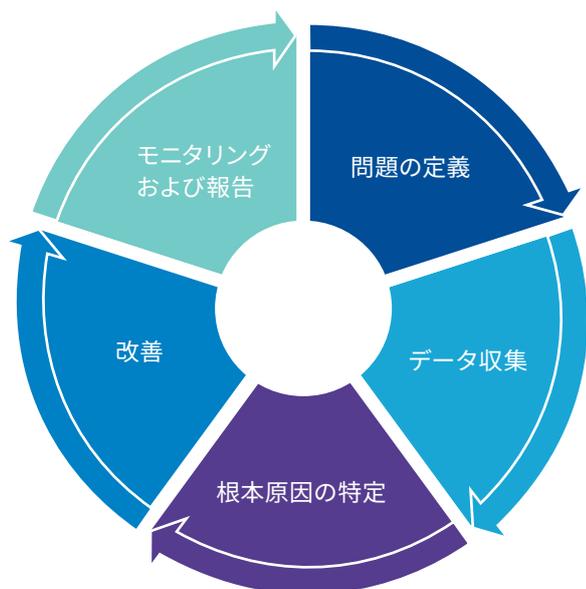
あずさ監査法人は、監査関与先に提供したサービスの満足度に関して、直接的な対話および第三者による調査を行い、経営者等から積極的にフィードバックを求める正式なプログラムを運用しています。このプログラムから受け取るフィードバックは、あずさ監査法人および監査チームが、提供するサービスの水準を改善するために、法人および監査チームにより正式に検討されます。

### 11.2.3. 業務の品質に関する連絡等の監視

あずさ監査法人では、業務の品質に関して受けた連絡等についてモニタリングし、対応するための手順を定めています。手順の詳細は、あずさ監査法人の内規に記載されています。

## 11.3. 根本要因分析(RCA)の実施

あずさ監査法人は、監査品質に関する課題について根本要因分析(RCA)を行います。あずさ監査法人のRCAの実施者またはRCAの管理者は、Global RCA 5 Step Principlesに基づいたRCA研修を2022年に受講しました。当該研修は、RCAのリソース確保、計画および実施に伴うプラクティスおよびスキルの向上を図る共通のプラットフォームを提供しています。



Global RCA 5 Step Principlesは以下のとおりです。

全てのKPMGメンバーファームは、RCAを実行し、その結果特定された監査品質に関する課題を改善するための計画の策定と進捗について責任を負います。

あずさ監査法人の専務理事(品質管理統轄・リスクマネジメント統轄)は、監査品質に関する課題の改善措置を含む監査品質に対して責任を負い、あずさ監査法人のリスクマネジメントパートナーが改善計画の実施を監視します。

## 12. 財務情報

あずさ監査法人の、2022年6月期および2023年6月期の財務情報は以下のとおりです。

(単位 百万円)

		第38期 2021年7月1日～2022年6月30日	第39期 2022年7月1日～2023年6月30日
売上高		111,098	111,734
内訳	監査証明業務	85,432	87,532
	非監査証明業務	25,665	24,202

詳細は、公認会計士法の規定に基づき作成している業務および財産状況の説明書類に含まれている2023年6月30日に終了する事業年度に係る監査済財務諸表をご参照ください。

## 13. パートナー報酬について

あずさ監査法人では、パートナーが何を期待されているのかおよび何が得られるのかを認識できる、パフォーマンス評価プロセスとリンクした、明確な報酬制度および昇進に関する方針を定めています。あずさ監査法人の方針では、パートナーの報酬には自らの監査関与先に対する非監査業務の提供による業務開発実績は反映されません。

なお、パートナー報酬は、パートナー業務評価規程に基づく業績評価および能力査定の結果を勘案してポイントが加減算され、

これらに基づいてパートナー登用等委員会での検討を経て専務理事会で決定されます。ポイントの加減算にあたっては、各パートナーの役職、役割、スキル等に応じてバンド（ポイント幅）が設定され、その範囲で加減算されるポイントが決定されます。

なお、理事長、専務理事、会長、上級審査会会長の報酬等については、経営監視委員会の小委員会である報酬諮問委員会が決定プロセスを審査します。

## 14. KPMGネットワークとの関係

### 14.1. 法的構造

#### 法的構造

あずさ監査法人およびその他全てのKPMGメンバーファームはメンバーシップおよび関連文書を締結しています。このことによる主な影響は、グローバル組織における全てのKPMGメンバーファームが、英国の保証有限責任会社 (private English company limited by guarantee) であるKPMG International Limited (KPMG インターナショナル) のメンバーであること、もしくはKPMG インターナショナルとその他の法的な関係を持っていることです。

KPMG インターナショナルは、KPMGメンバーファームの全体的な利益のために調整を行う事業体として機能しており、クライアントに対して専門的なサービスは提供していません。クライアントへの専門的なサービスは、それぞれのメンバーファームが提供しています。

KPMGはKPMGインターナショナルの登録商標であり、KPMGという名称がメンバーファームの名称に付けられています。メンバーファームがKPMGの名前とマークを使用する権利は、KPMGインターナショナルとの契約に含まれています。

KPMGインターナショナルとのメンバーシップ合意に基づき、各メンバーファームは効果的にサービスを提供するために、運営方法およびクライアントへの業務提供方法を定めた品質管理基準を含むKPMGインターナショナルの方針を遵守する義務を負っています。

これらの方針では、職業的専門家としても財政的にも安定していること、持続性、安定性および長期的成功を確実にするオーナーシップ、ガバナンスおよび経営に関する構造を保持していること、ならびにKPMGインターナショナルの方針の遵守、グローバル戦略の適用、人的リソースの共有（受入および提供）、グローバル企業への業務提供、リスク管理およびKPMG共通のメソッドロジーやツールの適用が可能であることが要請されています。

KPMGインターナショナルおよびメンバーファームは、グローバルパートナーシップ、単一法人、多国籍企業、合併事業、本人も

しくは代理人の関係またはパートナーシップ関係にはありません。全てのメンバーファームは、KPMGインターナショナルまたは他のメンバーファームに対して、第三者に対する義務を負わせたり、または拘束したりする権限を有していません。またKPMGインターナショナルも、全てのメンバーファームにそのような義務を負わせたり、または拘束したりする権限を有していません。

KPMGグローバル組織における法的構造および統治機構についての詳細は、KPMGインターナショナル『[Transparency Report2022](#)』の「Governance and leadership」をご覧ください。

### 14.2. メンバーファームの責任と義務

KPMGインターナショナルとの合意により、各メンバーファームは、KPMGインターナショナルの方針および規則を遵守する義務を負っています。それらの方針および規則では、効果的にサービスを提供するための品質管理基準の適用やKPMGのグローバル戦略、人的リソースの共有、グローバル企業への業務提供、リスク管理およびKPMG共通のメソッドロジーやツールの適用を可能とする組織体制の維持が要請されています。

また、各KPMGメンバーファームは、その経営および提供するサービスの品質について、それぞれが責任を負うとともに、KPMG共通の価値観 (Our Values) を共有しています。

KPMGインターナショナルの活動は、各メンバーファームが負担するグローバル加盟料によって賄われています。グローバル加盟料は、KPMGインターナショナルのグローバルボードで承認された計算基準に基づき、統一的に計算されます。

なお、KPMGインターナショナルの方針を遵守しない場合やKPMGインターナショナルに対して負うその他の義務を履行しない場合には、KPMGのメンバーファームとしての地位およびKPMGのグローバル組織への加盟が停止されることがあります。

### 14.3. 職業賠償責任保険

職業的過失による請求に備えて、十分な保険に加入しています。

当該保険は、ワールドワイドでカバーされています。

#### 14.4. 統治機構

KPMGインターナショナルの主要な統治機構には、グローバルカウンシル、グローバルボードおよびグローバルマネジメントチームがあります。KPMGインターナショナルの統治機構についての詳細は、KPMGインターナショナル『[Transparency Report2022](#)』の「Governance and leadership」をご覧ください。

あずさ監査法人のシニアマネジメントは、監査品質維持・改善に責任を負うKPMGネットワークの主要な会議体に参加しています。これには、グローバルカウンシル、グローバルボード、Global Audit Steering GroupおよびGlobal Quality and Risk Management Steering Groupが含まれます。

#### 14.5 KPMGネットワークに加入する目的

本報告書における記載の通り、KPMGネットワークは監査品質の維持・向上を確かなものとするためのシステムを有しています。あずさ監査法人はKPMGネットワークのメンバーファームとして、KPMGネットワークの堅牢なガバナンスおよび品質管理システム（モニタリングと改善のプロセスを含む）を維持しており、これは質の高いグループ監査を実施するうえで必要不可欠です。

一方で、KPMGネットワークの方針が、日本の規制上の要求や日本の利害関係者からの期待に一致しないことも想定されます。こうしたリスクに対処するため、あずさ監査法人のマネジメントは、KPMGネットワークの方針の決定プロセスに関与し、KPMGネットワークの方針が日本の規制上の要求事項や日本の利害関係者の期待と整合的になるように努めています。また、仮にKPMGネットワークの方針が日本の規制上の要求と整合しない場合、もしくは、日本の利害関係者からの期待にそぐわない場合、あずさ監査法人は、KPMGの方針に加えてこれらにも合致するよう、独自の方針を追加します。

## 15. 品質管理の有効性と独立性に関する宣誓

この報告書に記載されている品質管理体制の基礎となる方針や手続は、あずさ監査法人が実施する法定監査について、法令を遵守していることを合理的に保証することを目的としています。品質管理体制の固有の限界があるため、あずさ監査法人の品質管理体制によって、適用される関連する法令違反が全て防止または検出されることについて、絶対的な保証を提供するものではありません。

あずさ監査法人は、以下について検討しました。

- 本報告書に記載されている品質管理体制の設計と運用
- あずさ監査法人が実施するさまざまなコンプライアンスプログラム（11.1.2.に記載するKPMGインターナショナルによるレビュープログラムや、あずさ監査法人において行われているコンプライアンス監視活動を含む）によって検出された発見事項
- 当局による検査やその後のフォローアップにおける発見事項、是正措置

上述の内容を検討した結果、2023年9月30日現在において、あずさ監査法人の品質管理システムは、合理的な保証水準において、有効に運用されていることを確認しました。

また、あずさ監査法人は、監査法人のガバナンス・コード（2023年3月改訂版）の諸原則を遵守しているかどうかについて評価を実施し、これらの原則を順守していることを内部での点検を通じて確認しました。詳細は別紙3をご参照ください。

また、あずさ監査法人の独立性およびコンプライアンスに関する内部レビューが、2023年9月30日までに実施されたことを確認しています。

あずさ監査法人  
理事長

山田 裕行

2023年9月30日

添付資料

## A.1 KPMGの日本におけるメンバーファーム

会社名	法的形態	規制状況	ビジネス	活動の拠点
有限責任 あずさ監査法人	有限責任 監査法人	金融庁登録 監査法人	監査・保証業務、 アドバイザリー業務	日本
KPMGコンサルティング株式会社	株式会社	なし	アドバイザリー業務	日本
株式会社 KPMG FAS	株式会社	なし	アドバイザリー業務	日本
KPMGあずさサステナビリティ株式会社	株式会社	なし	保証業務、 アドバイザリー業務	日本
KPMGヘルスケアジャパン株式会社	株式会社	なし	アドバイザリー業務	日本
株式会社 KPMGアドバイザリーライトハウス	株式会社	なし	アドバイザリー業務の高度化を 目的として研究開発を一元化し、 CoEの役割を担う	日本
株式会社 KPMG Ignition Tokyo	株式会社	なし	KPMG日本の監査、税務、アドバイザリー サービスの業務に共通のデジタルプラット フォームテクノロジーを開発・構築、企業の デジタルトランスフォーメーションを支援	日本
KPMG税理士法人	税理士法人	税理士法	税務業務	日本
KPMG社会保険労務士法人	社会保険 労務士法人	社会保険 労務士法	社会保険業務	日本

## A.2 あずさ監査法人の経営陣(2023年7月1日現在)

理事長	山田 裕行	KPMGジャパン共同チェアマン
専務理事	小倉 加奈子	JICPA担当
専務理事	神塚 勲	HR統轄、ブランド&コミュニケーション統轄、財務経理統轄、総務統轄、企業成長支援統轄
専務理事	小林 礼治	パブリックセクター統轄、関西地区統轄
専務理事	近藤 敬	執行統轄、AX統轄
専務理事	田中 賢二	品質管理統轄、リスクマネジメント統轄
専務理事	田中 弘隆	サステナブルバリュー統轄、Digital Innovation & Assurance統轄、ITS統轄
専務理事	知野 雅彦	KPMGジャパン共同チェアマン、Clients & Markets統轄、GJP統轄、アドバイザリー統轄
専務理事	寺澤 豊	ファイナンシャルサービス統轄、東海地区統轄
専務理事	服部 将一	企画統轄、KPMGジャパン担当

## A.3 監査法人のガバナンス・コードへの対応

監査法人のガバナンス・コードは、2017年3月に公表され、その後、2023年3月に改訂されています。公認会計士法施行規則 第96条によって、監査法人はガバナンス・コードにおける諸原則について遵守するか、そうでない場合には説明することが要求されています。以下の表において、あずさ監査法人がガバナンス・コードで示されている各原則についてどのように遵守しているかを説明しています。

### 原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

	原則・指針	対応状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自らおよび法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	資本市場を支える社会的使命を果たすために、高品質な監査の提供を最重要課題として掲げ、理事長から構成員に向けて、監査品質の維持・向上への継続的な取組に関するメッセージをイベント・ビデオ・メール等により定期的に発信しています。また、法人内の各階層がそれぞれ監査品質に対する責任を果たすことで、組織的な品質管理体制を構築しています。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	全てのパートナーおよび職員が価値観を共有できるように、Purpose(存在意義)、Values(行動指針)およびVision(目指す姿)を基本理念として定義しています。また、倫理行動規範を策定・維持し、全てのパートナーおよび職員にこれらの価値観を実践するように伝えています。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	職業的専門家としての能力を高め、監査を実施するにあたり職業的懐疑心を発揮するインセンティブとなるよう、監査品質への取組やパフォーマンスに重点を置いて評価をしています。また、監査関与先に対する非監査業務の提供は評価の対象外となります。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	複数回の大規模な組織再編を行うことで、出身組織を越えて理念を共有する開放的な組織風土を形成しています。また、VOICEと呼ばれる投稿システムを通じて職員からの意見を吸い上げるなど、法人内コミュニケーションやナレッジ共有の高度化を進めることで、会計監査に関する積極的な議論が出来るよう組織的な対応を進めています。
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	高品質な監査を提供するために必要なリソースが確保されることを前提として、非監査業務を提供しています。 また、監査関与先へ非監査業務を提供する際は、監査業務の独立性を堅持できる範囲に限定しています。さらに利益相反や独立性の懸念に対しては、監査・非監査業務を問わず、全ての業務開始に当たって、独立性および利益相反のリスクに対処するための仕組みを構築しています。 加えて、兼業については、競業避止義務、独立性を厳格に遵守する必要があることから、原則として禁止しています。ただし、公共的な役割や教育関連等の社会貢献活動等は、独立性等を検討した上で一部認めています。
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当法人はグローバルネットワークに加盟することで、グローバルの監査品質プログラムに基づく強固な監査品質基盤を構築しています。また、当法人の役職者が国内のグループ会社のガバナンスに関与し、当法人と同様の業務品質を確保する取組を行っています。

## 原則2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

	原則・指針	対応状況
2-1	<p>監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>専務理事会が法人経営に関する重要事項を決定しています。専務理事会の意思決定に基づき、執行理事が業務の執行を行うことで、法人規模の拡大・外部環境の変化等に対応しうる経営組織基盤の強化に努めています。</p>
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備および当該体制を活用した主体的な関与</li> <li>● 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> <li>● 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> <li>● 監査に関する業務の効率化および企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査品質を確保するためのディフェンスラインである各階層それぞれが責任を果たすことで、組織的な品質管理体制を構築しています。監査品質システムに関する最終的な責任は理事長にありますが、理事長の任命に基づき、品質管理・リスクマネジメントを統轄する専務理事が、一般的な品質管理システムの整備・運用に対する責任を有しています。</li> <li>● 品質管理本部およびリスクマネジメント本部が、法令および職業的専門家としての基準を遵守して監査が行われるように、重要な論点に関する専門的な見解の問合せを所管しています。また、特に上場会社では、監査関与先の経営者や監査役との定期的なコミュニケーションを行っており、経営者へのインタビューにおいて監査関与先を取り巻く経済環境に関する状況へのヒヤリングをアジェンダに含めています。このほか、監査関与先から提供業務に関するフィードバックを入手し、率直な意見交換を行っています。</li> <li>● 当法人は、監査品質の根幹は人材にあると考えており、研修・OJT・幅広い業務経験機会の提供を通じて、構成員が高品質なプロフェッショナル業務を提供するために求められる専門知識およびスキルの習得が可能な環境を整備しています。また、業務の成果を適切に評価してフィードバックすることで、個々人の成長を促し、ひいては監査品質の向上につなげています。</li> <li>● 変化する社会からの期待に応える高品質な監査を実現するために、デジタルの活用を含む監査のトランスフォーメーションを積極的に進めています。全ての監査業務は電子監査プラットフォーム上で実施されているほか、様々な監査ツールの導入を通じて監査手続の高度化、効率化を進めています。また、在宅勤務等に対応するためのITインフラの整備を継続的に進めています。</li> </ul>
2-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事長、専務理事、執行理事は、パートナー全員による直接選挙により選出されます。また、各経営機能へのアサインはそれぞれの知識・経験・適性を考慮してなされています。</li> </ul>

## 原則3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

	原則・指針	対応状況
3-1	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>当法人では、経営に携わらないパートナーによる「経営監視委員会」を設置し、経営監視委員会が、経営を監視するとともに経営機能の実効性を評価しています。また、2023年7月より、経営監視委員会委員長および副委員長、理事長並びに専務理事(リスクマネジメント統轄)により構成される「経営評議会」が、経営の監督を行っています。</p>
3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>独立性を有する監視機関として「公益監視委員会」を設置しています。公益監視委員会は、4名の外部委員および3名の内部委員により構成されています。外部委員は、過去および現在において法人の構成員でないこと等に加え、インサイダー取引に関する規制等を遵守しており、監視機関の外部委員としての独立性を保持しています。</p> <p>公益監視委員会は、法人の経営について経営監視委員会から報告を受けるとともに、理事長または専務理事から経営方針その他法人の経営に係る重要事項の報告を受け、討議を行うことを通じて、公益性の観点から当法人の経営が健全に行われるように監視をしています。</p>
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>● 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選任、評価および報酬の決定過程への関与</li> <li>● 法人の人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>● 内部および外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与</li> <li>● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与の関与</li> </ul>	<p>公益監視委員会は、法人の重要な活動および事案について経営監視委員会から報告を受けるとともに、理事長および専務理事との討議を実施しています。公益監視委員会が担う役割には公益性の観点から以下の事項について建言することが含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営機能の実効性</li> <li>● 役職候補者審査委員会および報酬諮問委員会の監視を通じたマネジメントの選任と評価</li> <li>● 主要な役職に関する人事関連方針の策定</li> <li>● 内部および外部からの通報により特定された事案への対応</li> </ul> <p>また、公益監視委員会のメンバーは、マネジメントと資本市場の参加者との対話にも参加しています。</p>
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>経営評議会、経営監視委員会および公益監視委員会がその機能を実効的に果たすことができるように事務局を設置しています。事務局は、これらの機関に対して必要な情報を適時に提供し、業務遂行が円滑に行われるように補佐しています。</p>

## 原則4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内および被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

	原則・指針	対応状況
4-1	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>監査品質を確保するためのディフェンスラインである各階層それぞれが責任を果たすことで、マネジメントの考え方等の重要な情報の伝達および監査の現場からの必要な情報の吸い上げができる体制(4つのディフェンスライン)を整備しています。加えて、パートナーに対しては、経営施策が必要となった環境や背景を適時かつ詳細に説明することで、必要な情報を組織全体に浸透させています。また、品質管理責任者の会議を定期的開催し、監査品質のさらなる向上に向けた意見交換を実施しています。</p>
4-2	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>当法人では、構成員が職業的専門家としての能力を高めることができるように、研修、評価、報酬に係る方針を整備しています。</p> <p>構成員の評価にあたり、倫理観・誠実性を重要項目とすることで、職業的懐疑心の発揮を促しています。</p>
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>● 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査チームの編成にあたっては、職業的懐疑心を効果的に発揮できるように、監査リスクの評価結果に応じて適切な人員を配置しています。</li> <li>● 構成員には、品質管理部門やリスクマネジメント部門への異動や、外部機関への出向、海外のKPMGメンバーファームへの派遣など、質の高い監査を実施するために必要な知識と経験を身につけるための機会を提供しています。</li> <li>● 人事関連情報のデータベースを整備し、構成員の知識や専門性を有効かつ計画的に活用しています。</li> <li>● 構成員が受講すべき研修カリキュラムを定め、集中して研修受講が出来る期間を設定する等の施策により、構成員が研修に従事する時間を確保することで、年間を通じて業務と並行して能力開発に取り組むことができる環境を整備しています。</li> </ul>
4-4	<p>監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部および監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>監査関与先の経営者や監査役等とのディスカッションの機会を十分に確保するとともに、ディスカッション資料の高度化等を通じて監査上のリスク等について率直かつ深度ある効果的な意見交換や議論を行っています。</p>
4-5	<p>監査法人は、内部および外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>	<p>内部または外部からの通報に関し、方針と手続を整備し、公表しています。通報者のプライバシーおよび秘密を保護するため、法人内のホットラインのほか、外部の法律事務所のウェブサイト上にコンプライアンス・ホットラインを設けています。また、通報者に対して不利益な取扱いや差別を行ってはならないことを法人内規定において定めています。</p>

## 原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組に対する内外の評価を活用すべきである。

	原則・指針	対応状況
5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組について、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>本報告書において、本原則の適用の状況や、監査品質向上の取組について説明しています。</p>
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、併せて以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自らおよび法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>● 法人の構成員が共通に保持すべき価値観およびそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>● 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>● 監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>● 経営機関等の構成や役割</li> <li>● 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献および独立性に関する考え方</li> <li>● 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>● 監査に関する業務の効率化および企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)</li> <li>● 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> <li>● 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>● 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> <li>● 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組の実効性の評価</li> </ul>	<p>本報告書において、当法人の監査品質向上に向けたトップの姿勢や共通の基本理念、組織およびガバナンス体制、品質管理システムの状況、IT・デジタルの監査への利用、人材育成方針について説明するとともに、非監査業務の提供方針や財務基盤等について説明しています。また、監査品質に関連する定量情報をAQIとして示しています。</p> <p>詳細については、本報告書の各セクションの記述をご参照ください(カッコ内は本文の項目)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 品質管理に関するマネジメントの責任および姿勢(1、2.1.3)</li> <li>● 監査品質の基礎となる共通の基本理念であるOur Values(2.1.1)</li> <li>● 監査品質に関する指標(9)</li> <li>● 品質管理システムの整備、運用に関する枠組み(2.1.2)</li> <li>● 当法人の組織およびガバナンス体制、ならびに各機関の役割(2.4)</li> <li>● 経営評議会、経営監視委員会および公益監視委員会の構成員、役割、独立性に関する考え方(2.4)</li> <li>● 非監査業務の提供方針の明確化(7.2.7)</li> <li>● 今日のデジタル化に対応した監査プラットフォーム、ワークフローおよびメソドロジー(4)</li> <li>● さまざまな視点・経験および適切な資格・スキルを有する人員の採用および継続的な人材育成戦略(5.1、5.4)</li> <li>● 特定の監査関与先からの報酬に左右されない財務基盤の確保の状況(7.2.8)</li> <li>● 監査におけるグローバルネットワークのサポート(8.1.2)</li> <li>● 監査品質の向上に向けた本原則に沿った取組に関する実効性の評価(15)</li> </ul>

	原則・指針	対応状況
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● グローバルネットワークやグループの概略およびその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> <li>● グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)</li> <li>● 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>● 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	<p>本報告書において、グローバルネットワークや国内グループ会社の概略、関係性(意思決定への当法人の参画状況を含む)や位置付けについて説明しています。また、グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的、そこから生じる監査品質に及ぼす利点やリスクへの対応について説明しています。</p> <p>詳細については、本報告書の各セクションの記述をご参照ください(カッコ内は本文の項目)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● KPMGグローバルの組織構造およびメンバー・ファームとしての責任(14.1、14.2)</li> <li>● KPMGインターナショナルの主要な統治機構への参画状況(14.4)</li> <li>● KPMGのネットワークに加入する利点やリスクへの対応(14.5)</li> <li>● KPMGメンバーシップにおいて監査や品質管理基準の適用を確保するための仕組み(2.3)</li> <li>● 国内グループ会社のガバナンスへの関与(2.2.4)</li> <li>● KPMGジャパンとして活動する利点やリスクへの対応(2.2.3、2.2.4)</li> </ul>
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組などについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>資本市場のステークホルダーと対話の場を設けています。対話のテーマとしては、監査法人にとっての新たな問題や、監査法人の経営とガバナンスなどを取り上げています。対話の場には、公益監視委員会のメンバーも出席しています。</p> <p>(本文10.4. 市場参加者との対話 参照)</p>
5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>当法人は、本原則の適用状況を評価し、監査品質の向上に向けた当法人の取組みは有効であると結論付けています。</p> <p>(本文15. 品質管理の有効性と独立性に関する宣誓 参照)</p>
5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>市場参加者等との意見交換会を実施しています。ここで得られた監査法人に対する資本市場からの期待に関する意見を、組織的運営の改善に向け活用しています。</p> <p>(本文10.4. 市場参加者との対話 参照)</p>



## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

[kpmg.com/jp/azsa](https://kpmg.com/jp/azsa)

KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社(private English company limited by guarantee)であり、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。

全てのメンバーファームは、KPMGインターナショナルまたは他のメンバーファームに、第三者に対する義務を負わせまたは拘束する権限を有しておらず、またKPMGインターナショナルも、全てのメンバーファームにそのような義務を負わせまたは拘束する権限を有していません。

本報告書において、「ファーム」、「KPMGファーム」、「メンバーファーム」、および「KPMGメンバーファーム」は、KPMG International Limitedのメンバー、KPMG International Limitedのサブライセンシーファームまたは、メンバーもしくはサブライセンシーファームである組織が完全にまたは主に支配する組織のいずれかを指します。KPMG International Limitedの統治機構全体については、KPMG International Limitedが公表する『[Transparency Report 2022](#)』における「Governance and leadership」のセクションに記載されています。

#### 報告対象期間

実績については2022年7月から2023年6月までを2023年6月期として報告しています。一部の内容は、当該期間以前もしくは以降の内容も含んでいます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 23-8029

KPMGは、グローバル組織、またはKPMG International Limited(「KPMGインターナショナル」)の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが別個の法人です。KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社(private English company limited by guarantee)です。KPMG International Limitedおよびその関連事業体は、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。KPMGの組織体制の詳細については、[home.kpmg/governance](https://home.kpmg/governance)をご覧ください。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、[www.ifrs.org](https://www.ifrs.org)でご確認ください。

免責事項:適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「SSB™」は商標です。「IFRS®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。